

## 令和 6 年第 4 回 飯塚市議会会議録第 5 号

令和 6 年 12 月 9 日（月曜日） 午前 10 時 00 分開議

### ○議事日程

日程第 11 日 12 月 9 日（月曜日）

#### 第 1 一般質問

#### 第 2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 93 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 6 号）  
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第 94 号 令和 6 年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
（ 協働環境委員会 ）
- 3 議案第 95 号 令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
（ 福祉文教委員会 ）
- 4 議案第 96 号 令和 6 年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
（ 協働環境委員会 ）
- 5 議案第 97 号 令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第 98 号 令和 6 年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第 99 号 令和 6 年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第 100 号 令和 6 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第 101 号 令和 6 年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第 102 号 令和 6 年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 11 議案第 103 号 令和 6 年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第 104 号 令和 6 年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第 1 号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第 105 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
（ 総務委員会 ）
- 14 議案第 106 号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例  
（ 総務委員会 ）
- 15 議案第 107 号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例  
（ 福祉文教委員会 ）
- 16 議案第 108 号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）  
（ 福祉文教委員会 ）

- 17 議案第 1 0 9 号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その 1）工事）  
（ 福祉文教委員会 ）
- 18 議案第 1 1 0 号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）  
（ 福祉文教委員会 ）
- 19 議案第 1 1 1 号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）  
（ 福祉文教委員会 ）
- 20 議案第 1 1 2 号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）  
（ 経済建設委員会 ）
- 21 議案第 1 1 3 号 訴えの提起（旧颯田武道館敷抵当権設定登記抹消登記手続請求）  
（ 協働環境委員会 ）
- 22 議案第 1 1 4 号 市道路線の認定  
（ 経済建設委員会 ）
- 23 議案第 1 1 5 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 4 号））  
（ 経済建設委員会 ）
- 24 議案第 1 1 6 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 5 号））  
（ 総務委員会 ）
- 25 議案第 1 1 7 号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を  
改正する条例）  
（ 協働環境委員会 ）

### 第 3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 1 1 8 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 7 号）  
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第 1 1 9 号 令和 6 年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 3 議案第 1 2 0 号 令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第 1 2 1 号 令和 6 年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第 1 2 2 号 令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（ 総務委員会 ）
- 6 議案第 1 2 3 号 令和 6 年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 7 議案第 1 2 4 号 令和 6 年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 8 議案第 1 2 5 号 令和 6 年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 9 議案第 1 2 6 号 令和 6 年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 10 議案第 1 2 7 号 令和 6 年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第 2 号）  
（ 総務委員会 ）
- 11 議案第 1 2 8 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
（ 総務委員会 ）
- 12 議案第 1 2 9 号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例  
（ 総務委員会 ）

13 議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
( 福祉文教委員会 )

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。12月6日に引き続き、一般質問を行います。7番 藤間隆太議員に発言を許します。なお、7番 藤間隆太議員から質問に際して、パネルを使用したい旨の申出があり、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

藤間隆太、37歳、独身でございます。結婚相手が欲しいと思ひまして、婚活というものをしてみました。恋愛と異なりまして、婚活でお会いする方は、将来に関する話を最初のほうにいたします。

そんな中で、こんなご意見を頂戴しました。「飯塚や筑豊で子育てをするのはちょっと」、「教育環境を考えたら子育ては福岡市内がいい」。

武井市長、聞いていないですよ。飯塚で家庭を持とうとすると、こんなことを言われるなんて。悲しいです。いえ、分かっております。一番足りないのは、飯塚市の教育ではなくて、私の魅力でございます。

しかし、飯塚の教育に対する評価は高くない。これは事実でございます。実際よりも過小評価されているとすら思っております。子どもの未来のために、あるいは、未来の私のような方のために、教育環境を整えていくと同時に、飯塚の教育をしっかりと市外にも伝えていく。重要なことだと思っております。武井市長、後ほど、教育について熱い思いを聞かせていただけると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、飯塚市の学力調査の現状について、お伺い申し上げます。学力調査の点数等について、小学校、中学校はどのような現状でございましょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和6年度実施の全国学力・学習状況調査において、全国平均を100ポイントとした場合、本市は小学校が105.6ポイント、中学校が93.5ポイントとなっております。小学校は全国平均を上回っておりますが、中学校では下回る結果となっております。

全国学力・学習状況調査以外の学力に関する調査といたしましては、福岡県が実施している福岡県学力調査がございます。対象は小学校5年生、中学校1、2年生となっており、令和6年度の結果は、県平均を100ポイントとした場合、小学校5年生が101.2ポイント、中学校1年生が96.7ポイント、中学校2年生が95.7ポイントとなっており、この調査においても、小学校は県平均を上回っておりますが、中学校では県平均を下回る結果となっております。

本市独自で実施している調査といたしましては、小学校標準学力検査NRT、中学校標準学力分析検査、小中学校ともに実施している標準学力調査がございます。小学校標準学力検査NRTは小学校2年生から6年生が対象となっており、令和6年度の数値は、全国を100ポイントとした場合、103.8ポイントとなっております。中学校標準学力分析検査は、中学校全学年が対象となっており、令和6年度の数値は、県平均を100ポイントとした場合、95.9ポイントと県平均を下回る結果となっております。小中学校ともに実施している標準学力調査は、小学校全学年、中学校は1、2年生が対象となっております。今年度はまだ未実施ですので、令和

５年度の結果でお答えいたしますと、全国平均を１００ポイントとした場合、小学校が１０６．９ポイント、中学校が９８．６ポイントとなっております。

総じて本市の児童生徒の学力状況については、小学校では全国や県平均を上回っておりますが、中学校では、県や全国平均にほぼ近づきつつある結果となっております。

○議長（江口 徹）

７番 藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

ご説明ありがとうございました。やはり、表とかスライドがあると分かりやすいと思いつつ、議会というのはこういうものと理解はしております。

それでは、小学校については平均を超えていることは理解いたしました。では、中学校に関して全国平均を下回っていらっしゃる理由等について、お伺いできればと思います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

全国学力・学習状況調査では、児童生徒に学習や生活面についての調査を実施しており、その結果によれば、小学校のときに比べ、中学校では教科の学習に対する意欲・関心が下降している傾向が見られます。この理由として考えられるのは、小学校では、毎日の授業での新しい学びに意欲を感じることができていたものが、中学校では、高校入試に向けての受験対策が加わり、新しい学びに対する意欲・関心よりも、志望する高校に合格できるレベルの学力を目指すことに視点が移る傾向があることが挙げられます。

今後、中学校では、授業の内容が受験対策のみに偏ることなく、「探究的な学習」を推進し、生徒が自分だけでは解決できない課題を、仲間と協力し、粘り強く取り組むことで、解決する喜びを感じさせることで、学びへの意欲・関心を高め、将来の生活のために必要な思考力、判断力、表現力が身につくよう取り組み、さらなる学力の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

７番 藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

教育の目的とされていらっしゃる、自分だけでは解決できない課題を、仲間と協力して、粘り強く取り組むことで、解決する。これはすばらしいことだと思います。私だけでは解決できない問題もぜひ皆様と一緒にやっていきたいと思っていますので、ご指導をお願いできればと思っています。

そう考えますと、中学校で習う、中学校の目標とする、今申し上げた、仲間と協力して課題に取り組むということは、一生の財産となり得る教育でございます。建前というよりは、しっかりと中身があることをやっていただいていると理解をしておりますので、引き続きお願いできればと思っています。

それでは、学力の向上に関して、これまで設定した目標ですとか、その目標に対する達成状況について、お伺いできればと思います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

平成２５年４月に作成した「飯塚市がめざす教育Ｎｏ．３」においては、学力や学習に関連した２つの指標を設定しております。これらの指標については、その年度のみでの達成を目的としておらず、現在も継続しております。

１つ目の指標は「学力調査の結果」で、目標値を「全国・県の平均数値を上回る」としております。達成状況につきましては、先ほどの答弁の学力に関する各種調査等の結果でご説明させて

いただきましたように、小学校では目標値を達成できておりますが、中学校では達成に至っておりません。

2つ目の指標は「家庭での学習時間」で、目標値を「家庭学習ゼロ時間の子どもを0%にする」としております。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問用紙には、家庭学習の状況についての質問が含まれており、令和6年度の結果では、家庭学習を全くしていないと回答した児童生徒は7.45%となっております。各学校において、家庭での学びを重視し、児童生徒が自主的な学習時間を持つような取組をしておりますが、目標が達成するまでには至っていない状況でございます。

今後は、学校での取組に加え、今年度より全校で導入した自分のペースで学ぶことができるタブレット端末用AIドリルを活用するなどして、家庭学習ゼロ時間の子どもの割合が減少するように、取組を進めてまいります。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今おっしゃっていただいた目標ですとか課題観については、ぜひ、目標と期限を設定して取り組んでいただきたいと思います。やはり、やっていく取組ですとか施策が正しいか、正しくないかというのは、なかなか数値を見なければ判断できません。逆に言えば、数値を見なければ、正しくないことをしても正しいと思い込んでしまうことが往々にして起こり得ます。今おっしゃっていただいた「家庭学習ゼロ時間の子どもを0%にする」というのは本当に素晴らしいことだと思っております。これこそ目標と期限を、もちろん、達成できなかったから悪いとかいう話ではなくて、行っている取組の成果をはかるという意味で、そういった目標と期限があるといいかなと思っております。

例えば、この家庭学習時間ゼロに対する取組というのは、具体的な取組が成果に反映しやすい指標だと思っております。例えば、家庭学習時間ゼロの子どもは、一体、家庭で何が起きているのかというのを想像いただければ、恐らく努力の一步目が踏み出せていないということかと思えます。子どもの頃から社会人になった後も、やはり努力の一步目が取り組めていない子がよくいらっしゃいます。

これは、我々も想像すると、努力しても成果が出ない方は一定いらっしゃるんですけども、そういう方でよく起きているのは、自分の現状の能力と、次のステップの目標が合っていないというケースでございます。これはシンプルに、中学生の学力しかないのにセンター試験を解こうと思ったら当然、うまくいかない。これを努力しても、成果が出ず足踏みしてしまう。一方で、できていないところから直していけば、一步ずつ進んでいくと。

家庭学習時間ゼロの子どもに関しては、家で勉強する習慣がなかなかないというところだと思っております。例えば、我々も、明日から毎日寝る前に2時間勉強して、次の朝1時間勉強してくださいと言われると、なかなかハードルが高いんですけども、通勤時間で10分、5分勉強しましょうと言うと、できる方も多いと思います。

例えば、子どもに関して、これは一個の例でございますけども、大学生の勉強サポーターみたいな人がいらっしゃって、子どもが帰った時間、家庭内の時間で、そのサポーターからテレビ電話がかかってきて、10分一緒に勉強すると。これに関しては、タブレットからリンリンと音が鳴って、音が鳴るとやはり取ってしまうので、取った後にちょっと10分計算でもすると、最初はそれでいいと思うんですけども、だんだん慣れてきたら、これが終わった後も5分勉強していただけますか、みたいな形で、すごくスモールステップを刻んでいくことで、この家庭学習時間ゼロというのは解消できるのではないかと。一例でございますけれども。人は適切なステップを踏めば成長できるということがございますので、ぜひ、引き続き取組をよろしくお願いいたします。

改めてでございますが、学力向上に関する具体的な取組として、その他の包括的なことを含めてご案内いただければと思います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市においては、発達段階に応じ、円滑かつ効果的な学びができるように、全校で、「多層指導モデル（MIM）」、「徹底反復学習」、「協調学習」の3つの取組を長年にわたり実施してきております。

まず、小学校低学年では「多層指導モデル（MIM）」を導入し、学びの最初の基礎となる文字や言葉の読みでのつまづきを解消するように努めております。

次に、全ての学年で実施している「徹底反復学習」の取組では、基礎・基本の学力の定着や学習に対する集中力を養うとともに、「協調学習」での取組を通じて、思考力、判断力、表現力などを養い、集団で協働する中で、それぞれが必要な情報を集めながら、課題の解決に取り組む能力の育成を図っております。

また、近年ではこれらの取組に加え、学習用タブレットを活用したオンライン英会話やAIドリルなど、多様な学習活動も併せて実施し、学力向上に取り組んでいるところでございます。

教育委員会では、これまでの成果と課題を踏まえ、学力向上の取組を総合的、計画的に実施するため、飯塚市学力向上推進プランを本年10月に策定し、子どもたちの確かな学力の育成を図るために、学校における、「日常的な授業改善」や「学力向上検証改善サイクルの機能化」、「基礎・基本の徹底推進」、教師の「人材育成」の4つの観点から、取組の目的を明確化して推進することとしております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

おっしゃっていただいた、AIに関する教育の取組ですとか、非常に教育は難しい時代だなとは感じております。生成AIを使ったら答えがぱっと出てくる一方で、そればかりを使っていると、その他の能力が身につかないという中で、現場では苦労されるかと思いますが、飯塚市は新しい取組に積極的だと認識しております。

大学時代の後輩ですごく変わった人がいまして、めちゃめちゃ変な人だったんですけども、教師として飯塚に赴任して、大学当時から変わっていたけど、飯塚でそういう取組って受け入れられているのと聞いたら、これはその人の解釈なんですけれども、飯塚は、炭鉱の町で外部の人がいろいろ来た関係で、非常に新しい取組を柔軟に入れてくれていたと感じていると言いまして、この飯塚という市で、ぜひAIですとか先端の教育については、今、すばらしい状況と聞いていますので、引き続き、お願いできればと思っております。

次でございますが、ちょっと最初に申し上げたところとかぶるところではございますが、教育をどう市外にPRしていくかという観点でございます。学力が高い自治体ほど人口の増加が見られると、こういったデータもございまして、飯塚市は、力をしっかり入れている教育に関して、どういうPRをされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市で実施している教育活動とその概要につきましては、飯塚移住計画のホームページと、それから移住・定住支援情報パンフレット等に掲載し、対外的に発信をしているところでございます。

また、市外住民への直接的なPRではございませんが、令和4年11月に、本市におきまして

は「小中一貫教育全国サミット」を開催し、本市の教育に関する取組を発表して以降、多くの自治体から問合せや視察、また、研修会などでの講師依頼、実践発表依頼があっているところがございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

サミット等でPRされて、いわゆる、玄人受けと言いますか、これは教育関係者に評価されたというところで、ぜひ一般の方々に対しても、伝える取組を継続いただければと思っております。

教育というのは、一般的には福祉と捉えられますが、私は福祉であると同時に、市の投資という観点もあるかと思っております。今、どこに住むかという自治体の選定をする際に、教育がどの程度充実しているかというのは選定の事由として非常に大きくございます。今、福岡市内の不動産が上がってきて、ちょっと福岡市内だと一軒家を構えるのはきつい、どこだったら、自分たちの年収ですとか、通勤時間とかの兼ね合いで住めるかなというところになると、やはり見られるのが、不動産の価格だったり、教育の充実だったりいたします。ですので、教育の予算というのは、福祉として消えていくものではなくて、都市の魅力として蓄積していくものだという認識をしております。予算等で様々厳しいかと思いますが、教育に関しては、福祉と同時に投資であるという認識で政策を進めていただければと思っております。

やはり、ほかの課でも移住に関するPRを進めていらっしゃると思いますので、本質的に、教育に関しては、子どもの未来に対してどうすればいいかというのが一義的にはございますが、移住政策PRを考えたときに、何かほかの市でやっていない、こんな取組があれば移住の目玉となり得るというような、子どものためという観点と、移住政策のPR、いわゆるマーケティングの観点を足し合わせながら行っていけば、予算も有意義に活用できるかなとは思ったりいたします。

それでは、武井市長にもぜひ伺いできればと思いまして、「飯塚や筑豊で子育てするのはちょっと」と、こんなことを言われたい未来をつくっていただけないかと思いまして、今後の飯塚の未来に関してどのように思いを持っていられるか、お聞かせいただければと思っています。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

市長として、まちづくりに「教育のまち」を掲げておりますので、私のほうから、今日は教育についてお話をさせていただきます。

市長である私と、それから教育委員会の代表者である教育長、それから教育委員会の皆さんで、教育大綱というのをつくっております。飯塚市では「第3次飯塚市教育施策の大綱」という名前ですけども、それを基に、市長として教育について少しお話をさせていただきたいと思います。

まず基本理念に「本物志向・未来志向のひとづくりのために」という理念を掲げております。そして、質問者がおっしゃいます学校教育分野では、「知・徳・体」のバランスですとか、思考力などの、これから育成すべき資質・能力を踏まえた「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」を掲げております。それともう一つ、これは質問者のお話とも通じると思うんですが、飯塚市では、未来の創り手としての人材育成という視点から、「次代の飯塚市を担う ひとづくり」というのを基本目標に掲げています。これは教育大綱としては大変珍しいと思います、人材育成の視点というのは。こういったことから、様々な取組を実施しているところでございます。

まず、先ほど来、ご質問がありました学力向上の取組については、先ほど教育部長がご答弁を申し上げたとおりですが、基本目標1に関わるんですが、学校では、学力向上のプランというのを毎年度策定して、組織的、計画的に学力向上の取組を推進しています。そのためには先生方の実践的な指導力が必要になりますので、そのことはしっかり教育委員会のほうで教員研修を組まれておられます。そういったことを通して、学校と市教委が一緒になって、学校支援に積極的に

取り組んでおられるところでございます。

しかしながら、学力の観点だけではなくて、これから予測不可能な時代の中で、子どもたちが自らの将来を自分で決定していく力や、あるいは未来の社会を切り開いていく資質・能力を身につけた児童生徒を育成することが重要でございます。そういった意味で、先ほど申し上げましたが、「次代の飯塚市を担う ひとづくり」という人材育成の視点から、基本目標を掲げて、例えば、先ほどの答弁にもありましたようなキャリア教育や外国語教育やＩＣＴ教育など、言ってみたら、少し先進的な取組も飯塚市は進めているところでございます。

さらには、義務教育段階の小学校と中学校の教育が円滑につながっていかないと、やはり効果的なものになりませんので、そういう意味では、令和４年に「小中一貫教育全国サミット」を実施させていただきましたけれども、そういう小中一貫教育の充実、そして、学校と地域が連携を図るコミュニティスクールの充実など、そういった基盤もしっかりつくって、学校教育を効果的に進めていきたいと思っているところでございます。

教育委員会のほうから聞いておりますのは、来年１０月には、飯塚で初めて、九州教育長の研究大会が開催されると聞いておりますので、ぜひ飯塚市の教育を、飯塚市の魅力として、外部に発信していただければと、市長としては思っているところです。

○議長（江口 徹）

７番 藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

せっかく熱い言葉を頂いたので、ご質問というよりは感想と言いますか、やはり、今おっしゃっていただいたビジョンというのを具体的に政策に落とし込んで行動していかなければならないと思っております。そういったときに、今のよう、飯塚市のトップである市長が理念を語り続けていただきたいと思っております、教育に関わっていらっしゃる方、その部署に関しては、いろんなことを子どものためにしてあげたいと思っていられるように思っています。それは肌身に感じています。一方で、担当の方も、これはいい取組なんだけど予算がかかってしまうから、上にあげるのはどうしようかと思うシーンが多々あると思うんです。そういったときに、今のようすばらしい理念を市長が語り続けていただくと、担当者としても、これは予算が厳しいけど、飯塚は教育出身の市長が代々やっているの、すばらしい取組だからお金がかかるけど上げてみようみたいな、そういった形で一人一人の取組に伝播すると思いますので、ぜひ理念を市の職員一人一人に伝え続けると言いますか、人は結構忘れますので、何回も言われて嫌だなと思うかもしれませんが、やはり、上の管理職の言うことは、基本的に職員にとっては右から左に流れて行きますので、しつこいぐらい言い続けていただくのが大事な点。もちろん一般論でございます、市の職員というのではなく。ぜひ、理念を継続して、市の職員へ伝えていただければ、私はありがたく思います。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は、令和３年度から始まった「地域貢献活動応援制度」は、職員の副業支援の制度と理解しておりますが、本制度の概要や趣旨について、お伺いできますでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

地域社会におきましては、まちづくりの担い手として、自治会やまちづくり協議会をはじめとする地域活動団体、ＮＰＯ法人等の市民活動団体が果たす役割が大きくなっておりますが、人口減少や少子高齢化等により、これらの団体の担い手不足が進んでいる状況でございます。

本制度は、職員がまちづくりの担い手として、様々な地域活動団体の活動に携わることができるよう、「飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則」の地域貢献活動に参加する際の指針として、報酬等を得て地域貢献活動に参加できることを明確にしたものでございます。つまり、

担い手不足となっている地域貢献活動が代表的な例となりますが、報酬を伴う活動であっても、地方公務員法で規定されております、「信用失墜行為の禁止」、「職務に専念する義務」、「営利企業への従事等の制限」を生じるおそれがなく、社会性、公益性、計画性が高いものについて従事することを許可することとし、活動に参加する職員を支援することが本制度の趣旨でございます。

○議長（江口 徹）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

令和5年度の申請件数について、お伺いできればと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和5年度における常勤職員の申請状況でございますが、申請種別ごとに申し上げますと、防犯等住民の安全に関する活動が1件、健康づくり、体育活動に関する活動が2件、住民のふれあいの場の創出に関する活動が4件の合計7件の申請があり、いずれも許可をいたしております。

○議長（江口 徹）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

申請件数が一定数あって、いずれも許可をしているということで、しっかり応援されていると認識いたしました。先ほどのご答弁とかぶるところもございますが、この制度を通じて、職員一人一人に対してどんなことを応援されたり、どんな能力を磨いてほしいですか、思いがあれば聞かせいただければと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

この地域貢献活動応援制度につきましては、名前のとおり地域貢献活動の担い手の一員となる職員を応援することが主な目的でございます。その結果、職員が様々な経験や知識、多角的な視点を身につけることで、変化の速い社会情勢や行政への多様なニーズに対し、柔軟に対応できるようになり、行政サービスの向上につながることで、あるいは、職員の能力向上につながることで、それから、地域貢献活動の担い手不足の解消や地域貢献活動の活性化につながることを期待しております。

○議長（江口 徹）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

大泉教授というアジア経済の専門家がいらっしゃいまして、一応、私にとってアカデミックの個人的な師匠だと思っているんですけども、その先生は話が面白いんですね。その大泉さんに、「学者の話は一般的につまらないですけど、先生は話していて、何で面白いんですか」と聞くと、その答えが、「他流試合をすること」というお話をいただきまして。すなわち、学者がアカデミーの中だけにいますと、内輪だけの評価ですとか、内輪だけに通用する話になってしまうので、アカデミックでありながら、企業の研修に行ったり、NPOの集まりに出てみたり、あるいはフィールドワークをしてみたり、自分の専門以外のところに行って、ほかの土俵でいろんな話をすることで、本業も磨かれるという話がございました。

これはビジネスで言うと、「コンフォートゾーンを抜け出す」と、仕事が慣れてくると、課ですとか部署のルールに卓越することは慣れていきます。そして、新しいことに対して取り組んでいくというのが日々弱くなってまいります。

これをもう少し具体的に申しますと、例えば、飯塚市では様々なイベントがございます。この前はバレーの試合があったりですとか、地域のイベントがあったりすると、飯塚の職員の方が、飯塚製品のPRをするためにはっぴを着て一生懸命お声かけをされていて、これも日曜日の休みの日に、一生懸命声を出して商品をPRしていて、本当に素晴らしいと思うんです。恐らくこれは、飯塚市の職員の仕事としては素晴らしいとしか言いようがないと思います。

ただ一方で、これを行政職員という枠から出て、ビジネスの世界に行ってみると、ビジネスの世界では、いかに効率よく売るのが、すなわち、いかに労働力を少なく、予算を少なく、たくさん売るのが。すなわち、頑張って売るのはではなく、頑張らずに売る効率が美德だったりいたします。今、休日出勤されて、飯塚のはっぴを着て、「いかがですか」とお声かけしているのは、当然、本当に素晴らしいことだと思う一方で、例えば、これを地域貢献活動応援制度を使って、自分で飯塚製品のPRをするサイトをつくって売ってみると、これが許可されるかどうかは別問題ですけども、違う取組をすることで、また違う視点が見えてくると。こういったことは市の業務にも役に立つのではないかと考えております。

なので、今おっしゃっていただいた多角的な視点を身につけるということに関しては、おっしゃっていただいた信用失墜行為に当たらないですとか、市の業務に影響しないですとか、様々な条件があるかと思いますが、それが許す範囲であれば、ぜひ積極的に推進いただければと思っています。

次の質問でございますが、職員は、どのような報酬を得たり、どのような役職についてはいけないといったお考えについて、お伺いできればと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

地方公務員法におきましては、第33条において「信用失墜行為の禁止」、第34条におきましては「秘密を守る義務」、それから第35条におきましては「職務に専念する義務」が設けられておりまして、副業につきましても、第38条「営利企業への従事等の制限」が規定されております。つまり、「職務の能率の確保」、「職務の公正の確保」、「職員の品位の保持」がうたわれております。これを大前提に、個別の内容を精査し、判断することになっていきます。

報酬の上限額については、具体的に金額を示しておりませんが、地域貢献活動として許容できる範囲か、あるいは、社会通念上、常識の範囲内の金額かどうかを、個別に判断することといたしております。なお、令和2年度における総務省の資料で紹介されている事例における報酬額は、年間で22万円程度から36万円程度というふうになっております。就業できる役職等につきましても、具体的な制限を示しておりませんが、これにつきましても、地方公務員法で規定しております、先ほど述べました第33条、第34条、第35条、それから第38条の規定の趣旨と、本市で具体的に禁止をいたしております、市内の自治会長・副会長につきましても、それらの業務が繁忙であり、市職員としての職務に支障を来しかねないことから、常勤の職員はその職に就くことができないことを考慮した上で、個別の内容において、それぞれ判断することとしております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

現状の許可件数が1桁台ということで、個人的にはぜひ積極的に推進していただければと思うところはございますが、今後、この制度を推進していくことに関して、お考え等があれば聞かせいただければと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

まず、この地域貢献の制度につきましては、人事評価におきまして、私ども、能力評価に「地域活動」の項目がございます。この評価を行うことで、職員の地域活動に対するモチベーション向上につなげ、活用を促進する仕組みを整えております。

また、国におきましては、地方公務員の兼業に関する明確な許可基準が定まっていないことが課題であるとされており、今後、総務省調査の結果や好事例などを周知していくこととされておりますように、本市におきましても、分かりやすい具体的な事例や判断基準を示すことが現在ではできておりません。そのため本市での実績、国からの情報や他市等で許可している事例等を参考にして、活動の具体例を挙げることなどにより、許可基準や許可の対象とする活動の範囲を示し、本制度の認知度の向上、活用の推進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今の最後のご答弁のところでございますが、この制度に関して分かりやすく、制度を変えるのか、お伝えの内容をご検討いただくのかというのは、ご判断を尊重できればと思うんですけども、そういった制度の修正ですとか、あるいは制度を分かりやすく周知していただくみたいなことは、ご検討のほうはいかがでございましょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

まず一つは、地域貢献活動応援制度につきましては、地域貢献活動を推進していくという制度でございますので、これにつきましては、一定程度の活動の指針であるとか内容については整理をいたしまして、特に地域の担い手は我々の一番近いところにおりますので、公務員の持つ能力が生かされるものだと考えております。これについては十分推進をしていきたいというふうに考えております。

そして、もう一件は、いわゆる、それ以外の副業に関する考え方でございますが、これにつきましては、この制度というよりは、地方公務員法第38条の解釈をどのように行っていくか。それから、その解釈の基準をきちんと明確に、我々、地方自治体のほうでも解釈を行い、職員に分かりやすくやっていくかということが課題になっておると思います。

現在、国家公務員のほうにつきましては、同じ法律が国家公務員法第104条でございますが、この第104条の解釈につきましては、国の人事院がしっかりとした解釈をして、それに基づく運用がなされておると思っております。ただし、地方公務員法第38条の解釈につきましては、それぞれ国と地方の解釈も違いますし、飯塚市として、この解釈をきちんと明記したものはございません。明記したものがございませんので、第38条における市長の許可に際しましては、国の人事院の制度を一旦見て、それに基づいて、都度許可をしているという状況でございますので、議員が言われますように、職員の地域貢献活動以外の副業を推進していこうとすると、これについては、明確な基準とか事例といったものを、職員に示していくといったことが必要であろうというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

改めまして、本件に関しては、打合せを5回も6回もして、大変お時間を取らせて、申し訳ございませんでした。なかなか当事者以外ですと伝わりづらい理論だなと思いつつも、実は、一番の本質というのは、本制度によって市長が許可する行為というのは、地方公務員法第38条第1項で、許可が必要な行為は限られるんじゃないかと。

まだこれでも伝わりづらいと思うので、これを表で整理してまいりました。改めて、ぜひほかの管理職の方にもご理解いただきたい点ではあるんですけども、地方公務員法第38条というのは、報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合は、任命権者、これは市長ですね、市長の許可が必要ですよというふうに書かれております。

第2項のほうに、この許可の基準は、地方自治体で定めることができますと。すなわち、例えば、地場産業で働きたいといったときに、市長のほうがどういう基準で働いていいかを決めたりできると。

現状の飯塚ですと、こちらに関しては、「原則として在職1年以上」とか、「勤務成績が良好である者」とか、社会性があるとか、そういった制度で定めておりますと。

ここから先がポイントでございますが、一方でこの第38条第1項に該当しない行為に関しては、これは第38条第1項の許可が要らないので、第38条第2項の基準が当てはまらないということになります。

例を出すと、大学時代にポエムを書きましたと、書いたポエムが新聞社から注目されて、これを出版したいということになったとします。こうすると、どういう扱いになるかといいますと、さっきおっしゃっていただいた人事院の解釈では、突発的な執筆や原稿を出版して印税を得る場合に関しては、第38条第1項に該当しないとされております。

これはどういうことかという、報酬を得たとしても、事業もしくは事務に従事するということに該当しないので、第38条第1項の許可が不要ですとなっております。そうすると、今申し上げた、ポエムを書いて出版しますという、第38条第1項の許可が必要ありませんので、飯塚市が作っているガイドラインの適用がございません。ただ一方で、公務員というのは第33条の「信用失墜行為の禁止」のルールがありますので、書いたポエムが反社会的だとか、誰かを抗議しているとなると、これは許可されません。

すなわち、これは第38条第1項の許可が必要ない場合に関しては、信用失墜行為であるかどうかの判断はできますけれども、先ほど申し上げた、在職1年以上の条件ですとか、勤務成績が良好というガイドラインに従っては判断できない。そういった形で、そもそも該当する行為というのが、第38条第1項の許可が必要ある場合とない場合で分かれてまいります。

一方で解釈が難しく、例えば、ポエムを週刊連載しますとなると、これは、印税とはいえ事業に従事することに該当するので、恐らく第38条第1項の許可が必要あるであろうと。信用失墜行為もしてはいけないし、市長がつくっていらっしゃる様々なガイドラインを適用されますと。ですので、報酬を得る行為と一口に申し上げましても、原則はオーケーなだけで、信用失墜行為等がある場合には駄目ですよというものもあれば、原則は駄目であるけれども、市がつくったガイドラインに該当する場合にオーケーですよ。この2つに分かれていくというふうに解釈をしております。

あと、この表に「など」と書きましたのは、すごいマニアックな法律もございまして、例えば「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第10条第2項に、「消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第104条の許可又は地方公務員法第38条第1項の許可を要しない」ですとか、結構、個別の規制もあつたりするので、まず、報酬を得る行為に該当する場合には、どちらに該当するかというところで適用するルールが違ってきます。

今回、私は、今おっしゃっていただいた人事院とディスカッションさせていただいたりですとか、市の職員の皆様と話して、法律を勉強して、ようやく理解しましたので、そうすると、なかなかマニアックなルールというのは市の職員一人一人には伝わっていないだろうと思います。これは人事院もしっかり書いているところではあるんですけども、ルールが曖昧だと、一般的には申請をちゅうちょするというふうに働くので、やはり、働きやすさですとか、職員の福利厚生を考えれば、このルールを明確化してあげないと、職員の自由が一定制限されてしまう可能性がある。「分からないから、やめておこう」とか、相談に行ったときに、担当の部長、課長にして

もよく分からないと、「ちょっと、これはどうかな」と思ってしまって、結果的に、本来できる行為をちゅうちょしてしまう可能性もあるので、ぜひ、ルールの特明確化ですとか、これは内規であつても構いませんので、しっかり整理していただければと思つて、この質問を一旦終わらせていただきます。

ちょっと長々としゃべってしまったんですけど、「これはさすがに違ふ」というのがあれば、お伺ひしたいですし、「ちょっと整理してきます」であれば、それで結構でございますけど、いかがでございますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本当に何度も打合せをしていただいて、お互いの理解度が深まっておりますでございますが、先ほどの表について、一点だけ、私どもの解釈をご披露させていただきますと、第38条第2項につきましては、人事委員会はその基準を定めることができるとうたわれておりますけど、人事委員会を持っていないような私どものところでは、その基準を置くことができません。そういうことでありますので、先ほど申し上げた許可が要らないということにはちょっと該当しかねるものが一点ございます。

それから、先ほどのポエムのお話でございますが、国の基準におきまして、これについては、許可が必要ないといったものではございませんで、許可が必要な兼業には該当しないという解釈をしておりますので、我々は解釈を持っておりますので、本市の職員がポエムといったことになると、一旦は許可を得るための申請をしていただいて、これについては、いわゆる3つの条文に基づいて許可をしていくといったことになろうかというふうに考えております。

ただし、先ほど内規でといったことでございましたので、当然、我々は内規はつくることができますので、内規において明確化するといったことについてはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

まだ難しい制度ということで、やはり市の職員一人一人には伝わりづらい状況かと思っておりますので、ぜひともご整理のほうをよろしく願ひいたします。

では、次の質問でございまして、「乳幼児支援について」お伺ひいたします。

福岡市は様々な子育て支援の事業がメディアでも紹介されているところでございますが、乳幼児支援の事業の一つとして、「おむつと安心定期便」という事業が行われております。この事業に関して、把握している点がございましたら、制度の概要と目的について、お伺ひできればと思います。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

福岡市で実施されている「おむつと安心定期便」の概要につきましては、令和5年8月から開始された事業で、2歳までのお子様を養育する家庭が、子育て関連施設やサービス等を利用した際に取得した電子スタンプによって、おむつをはじめとする育児用品と交換ができる事業となっております。この事業の目的といたしましては、おむつ等の宅配を通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減に加えまして、定期的な見守りによる孤立化の防止、安心して子育てができる環境づくりを推進するものであるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今、ご説明いただいたこの制度でございますが、子育て世帯の経済的な負担の軽減に加えまして、定期的な見守りによる孤立化の防止、安心して子育てができる環境づくりといった目的がございますが、飯塚市においてもこのような目的にかなう事業を実施されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

本市において実施している子育て世帯の見守りに関する事業といたしましては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する「赤ちゃんすくすくげんき訪問（乳児家庭全戸訪問事業）」がございます。専門の訪問員が各家庭を訪問して、子育て世帯が抱える様々な不安や悩みを聞き、各種支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要なご家庭に対しましては適切なサービス提供につなげております。

また、保健師による新生児訪問も積極的に実施しておりますけれども、そのほかで特に見守りが必要なご家庭につきましては、「支援対象児童等見守り強化事業」を実施し、飲食物や日用品、生活必需品等を提供することで、訪問による抵抗感を和らげる工夫をしながら、定期的な見守りや適切なサービス提供につなげる取組を実施しております。

これらの事業によりまして、子育て世帯の孤立化の防止、安心して子育てができる環境づくりを推進しているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ご紹介ありがとうございます。乳幼児支援の推進は、本市にとっても重要な課題かと思うので、この支援をもっと推進していかなければならないと思う次第でございますが、今後の取組で新たに実施を検討している点があれば、ご説明お願いいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

先ほどまでの答弁と重なる部分がございますが、現在、福岡市において実施されている「おむつと安心定期便」の目的と同様、本市が、現在、実施している子育て支援におきましても、経済的支援、精神的・身体的支援という支援の方向性に沿って、様々なメニューにより、子育て支援事業を推進しているところでございます。

乳幼児支援の分野におきまして、現在、検討を行っているものといたしましては、国が来年度以降実施の方向性を示しております「乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）事業」について、こども計画に盛り込む方向で検討を進めております。この事業において、就学前までのお子様を預けるハードルが下がれば、子育て世帯の孤立化の防止や、安心して子育てができる環境づくりの推進につながるものと認識しております。

新規事業の実施によって支援メニューを増やすことが重要であるという考え方もございますが、一方で、財政見直しにもありましており、厳しい財政状況の中での事業実施となりますので、先日もご答弁を申し上げましたが、「選択と集中」を徹底し、有効性が高い事業を厳選して実施していかなければならないものと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

何か嫌だと思うのが、飯塚市は、今、ご説明いただいたとおり、乳児家庭全戸訪問をしてい

て、めっちゃめっちゃ素晴らしいと思うんですよ。なのに、「福岡市とか明石市は『おむつと安心定期便』をやっているのに飯塚市はやっていない」みたいなことを言われるのは、飯塚市のほうが素晴らしいことしているのに、何かほかの市と比べられるのは悲しいと思うのは、ここはPRと言いますか、飯塚市は予算が限られた中で、これは人口が少ない自治体だからできることかもしれませんが、素晴らしい取組をされていらっしゃると思いますので、ぜひ、引き続きそういった取組を継続するとともに、こんなに素晴らしいことやっているということを市民の方にお伝えいただければと思っております。

福岡市だと、カタログで選んだ育児用品が自宅に届くという、選んだ物が来るという、経済面もよさそうな気はしますけれど、やはり見守りという意味で、全戸訪問で、一軒一軒接点を取っていくというのが素晴らしい活動だと思いますので、ぜひ、引き続きお願いできればと思っております。

教育のときにも申し上げましたが、こういった子育て支援へのお金というのは、やはり福祉と同時に投資でございますので、財政状況が厳しいかと思いますが、事業の取捨選択の状況にあるときには、ぜひ、優先順位を上げてご選択を検討できればと思っております。

箱物ですとか、何か目に見える物と違って、子どもの未来というのは、本人から感謝されることもないので、理念でやっていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、飯塚の未来をつくるという理念を持って、引き続き取り組んでいただければと思っております。

最後に、もう一点、別の質問をさせていただきます。「未使用地のリスト化及び公開について」の質問でございますが、同僚議員への答弁の中で、未使用地の情報を集約していらっしゃる段階で、速やかに公開する予定とお伺いいたしましたので、私からは一点だけでございます。未使用地のリスト化及び公開に関して、今後のスケジュールですとか検討状況について、お伺いできればと思っています。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今後のスケジュールにつきましては、今、公開することに問題がないかどうかの確認作業を進めておりますので、公開可能な物件につきましては、速やかにホームページ上で公開をしたいと考えております。

また、今後も定期的に各課への照会を行うとともに、売却に係る支障等を解消しながら、適宜、情報の更新に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

最後に私から一点意見を申し上げます。市の持っている要らない土地を売却して、民間ですとか、一般の人に使っていただく。こんなに、反対がないと言うか、「ぜひ、やっていくべき」みたいなことはなかなか珍しいと思うので、これはぜひ迅速に進めていただければと思っております。これはポイントが幾つかあると思っております。

一つは、財産活用課としては急いでやっていくと聞いておりますが、各課の協力が必要でございますので、各課の連携をしっかりしていただくというのが一つと。

もう一つが、飯塚市には様々な未使用地があって、価値が高いものもあれば、売れにくいものもあるという状況だと思います。一方で、売ろうとすると測量が必要でございます。民間と違って、「エイヤ」と売ってしまうと、トラブルが起きますので、この測量の費用等もお金がかかってくることなので、どの土地が売れやすいかという見極めをして測量の予算をつけていくという、リスト化と同時に、目利きと言いますか、売れるところに当たりをつけて予算を取ってやっていくということを、戦略と言いか、そこをぜひ財産活用課に旗を振っていただいて、お願いで

ければと思っております。

あとは、最終的に売却は入札になるかと思います。一方で、売れそうな土地はどんどん売れていっているの、だんだん売れなさそうな土地が残っていきますので、ぜひ、この土地に興味ありませんかという営業と言いますか、最終的には入札になるものの、「こんな土地はどうでしょうか」という働きかけをしていただきまして、ぜひ市の財政を潤していただくと言いますか、これ売った分だけお金が入って来て、固定資産税も入って来ますので、ぜひ、積極的な取組をお願いできればと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１０時５７分 休憩

午前１１時０８分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。１３番 田中裕二議員に発言を許します。１３番 田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

本定例会最後の、また、今年最後の一般質問でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は「自治会の在り方について」、「HPVワクチンについて」、以上２点について質問をさせていただきます。

また、質問に入る前に、１つ新聞記事を紹介させていただきたいと思います。１２月４日の新聞報道でございますが、このようにございました。「心肺停止男性をＡＥＤで救助」、市役所職員３人に感謝状を贈ったという記事でございました。

９月４日午後４時４０分、穂波支所に勤務する６０代男性が支所内で突然倒れた。庁舎内に大きな音が響いた。３人は現場に駆けつけ、１１９番した。脈や意識がないことと心停止直後にみられる「死戦期呼吸」を確認し、すぐに胸骨圧迫を実施。ＡＥＤを持ってきて電気ショックを与えた。男性は病院に搬送され、治療を受けて回復。現在、後遺症もなく社会復帰していると。

この贈呈式で、Ａさんは「男性が無事に社会復帰された姿を見られてよかった」と胸をなで下ろした。Ｂさんは「ＡＥＤの必要性を実感した。日々の備えを今後も続けたい」、Ｃさんは「考えることなく体が勝手に動いていた。事前に役割分担を決めておけばよりスムーズだった」と気を引き締めていたと。このような記事でございました。ＡＥＤに関しての質問を度々させていただきましたが、実際に使用されて１人の命を救うことができ本当によかったと思い、紹介させていただきました。今後も緊急時を想定した日頃の点検と備え、さらにＡＥＤの設置台数の検討も併せてお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。最初に、「自治会の在り方について」でございます。少子高齢化や人口減少などの影響により、今、自治会は様々な問題を抱え、活動にも大きな影響が出ていると言われております。自治会が弱体化していく中、自治会の現状や自治会が担っている活動にはどのようなものがあるのか。また、自治会には市民や行政、この両者にとってそれぞれ機能・役割があると考えております。

そこでまず、伺いいたします。そもそも自治会とは何か、この点からお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

自治会とは、地方自治法第２６０条の２第１項によりまして、町または字の区域その他市町村

内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、住民が自主的・主体的に運営している住民自治組織でございます。

自治会が担っている活動といたしましては、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

住民が自主的・主体的に運営している住民自治組織ということでございますが、それでは、この自治会はどのような事業を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

各自治会の主な事業活動としましては、防災・防犯等の地域の安全や、身近な生活環境の整備及び管理、公園や区域内の環境美化活動、子どもや高齢者の見守り活動、また、地域住民の親睦を深めるお祭りや運動会などがあり、様々な活動が行われております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

様々な活動が行われているようでございますが、飯塚市と自治会との関係と活動について、どのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。まず、行政にとって自治会は必要かどうか、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市といたしましては、飯塚市協働のまちづくり推進条例の理念に基づきまして、市民、自治会、各種団体と連携しながら、魅力ある協働のまちづくりを推進していく中で、自治会は重要な存在であり、地域コミュニティ組織の活動に重要な役割を担っていただいているものと考えております。市は自治会の活動を支援し、また、自治会は市の事業や行政事務に協力するなど、自治会は住みよい地域づくりのために、市として、なくてはならない不可欠な組織と考えております。自治会加入率が低下していけば、自治会としての機能が果たせなくなり、地域における防犯・防災活動、子ども・高齢者の見守り活動、地域の環境美化等の活動も衰退していくことが懸念されます。最終的には、市にとりましても行政運営を行っていく上で、様々な面におきまして支障が出てくると想定されるため、自治会の必要性は大変重要なものであると認識いたしております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

自治会は、住みよい地域づくりのために、市として不可欠な組織と考えるということでございますが、それでは、この大変重要な自治会の加入率はどのようになっているのか、加入率の推移についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

最新の自治会加入率、令和6年5月現在の数字となりますが、住民基本台帳におけます世帯数6万3985世帯のうち、自治会加入世帯数につきましては3万1023世帯となっております。

て、自治会加入率は48.48%となっております。

近年の状況でございますが、令和4年5月現在で53.74%、令和5年5月現在で50.17%となっております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

ただいまのご答弁によりますと、直近の自治会加入率は48.48%と半数を切っております。確実に低下しているようでございます。先ほど、自治会加入率が低下すれば、自治会としての機能が果たせなくなり、最終的には行政運営を行っていく上で、様々な支障が出てくるとのご答弁がございましたが、加入率の低下の要因はどのようなものがあるとお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

近年の自治会を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化などによりまして、会員や役員の高齢化、また、役員の担い手不足、市民の価値観やライフスタイルの多様性など、様々な要因によりまして、地域における人と人のつながりが弱体化しております。

また、定年延長をはじめとする働き方の変化などによりまして、自治会活動への参加が難しくなっていると言われております。併せまして、情報化社会による日常生活の利便性の向上に伴い、住民同士の希薄化や共同活動の必要性を感じていないことなども要因であると考えております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

自治会の加入率が低下していけば、自治会活動の負担というものは、ますます重くなってきているところであり、全国的にも自治会の解散や、休止するといった自治会が多く見受けられるようになってきたとお聞きいたしておりますが、飯塚市では廃止や休止した自治会はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

市内の自治会の廃止や休止などの状況につきましては、過去5年間で4つの自治会が廃止いたしまして、6つの自治会が休止中となっております。現在、市内では270の自治会が実質的な自治会活動を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

過去5年間で4つの自治会が廃止をして、6つの自治会が休止している。10の自治会が、現在、活動されていないということでございますが、そのような自治会に対して、地域に対して、どのように対応をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

廃止・休止された自治会につきましては、それぞれに状況が異なりますが、廃止・休止された自治会では自治会長をはじめとした役員がおらず、自治会としての機能はありませんが、住民の

一部の方が代表的に市報等の配付や行政からのお知らせを行っていただいているところもございます。

また、自治会が完全に廃止・休止となった地域につきましては、住民同士のコミュニティー組織がないため、本市としましては、その地域へ関わるのが厳しい状況となっております。市報等の配付、行政からのお知らせを行うことにも支障が生じております。そのため、このような地域にお住まいの住民の方からの個別の相談をお受けする等の支援を行っている状況でございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

廃止・休止している自治会にお住まいの方には、市報等の配付、行政からのお知らせも行えない状況となっているということでございますが、そのような地域に住んでいらっしゃる方も飯塚市民には変わらないわけですから、何とか対応しなければいけないと思っております。どのように対応されるのか、しっかり検討していただくようお願いいたします。

次に、自治会加入率向上に向けて、どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

自治会の加入促進の取組といたしましては、これまでも交流センターをはじめとした市内公共施設へのポスター掲示、のぼり旗の設置、また、自治会加入促進チラシの窓口配架、集合住宅へお住まいの方向けには宅建協会等への協力依頼などを行っております。

自治会加入の意思を示された方には、自治会役員がパンフレットや啓発グッズを持参の上、加入案内を行っております。

市役所窓口におきましても、転入者に対しまして、随時、加入の案内を行っているところでございます。特に、転入者が多い年度末、また、年度初めの休日開庁日には、窓口におきまして自治会加入案内ブースを設置いたしまして、加入案内を行っているところでございます。

また、昨年度、民間企業とタイアップいたしまして、子育て世代の若者をターゲットとして、自治会に興味を持っていただけるような動画を作成し、SNSや動画共有サイトに発信しているところでございます。

併せまして本年度からは、学童期から自治会の役割や活動内容を知ること、そして地域活動に興味を持ってもらい、積極的に自治会活動に参加してもらうことを目的といたしまして、小学校への出前授業を実施いたしております。

今後におきましても、自治会連合会と協働いたしまして、自治会加入促進に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

自治会に対する考え方は、私たちの若い頃とは随分変わっているようであります。私たちが若い頃は、自治会に入るのは当たり前で、別に何のちゅうちょもなく入っておりましたが、現在では、特に若い方は、自治会に加入することによってメリットがあるんですかということをよく言われます。メリット・デメリットを加入するかどうかの判断基準としている方が多いようであります。また、ご高齢の方は、役員になりたくないという理由から、自治会を脱会されている方もいらっしゃるようでございます。

自治会加入のメリットとしては、よく言われているのが、地域の防犯・防災、情報共有、環境美化、コミュニティーが広がる、そのようなメリットがあると言われている反面、会費が要る、

役職・仕事の負担がある、共有物をめぐるトラブルがあるなどのデメリットがあると指摘をされております。今、加入率向上の取組について説明がございましたが、様々な取組を実施されているにもかかわらず、加入率は先ほどもありましたように確実に低下しております。加入率を向上させるためには、メリットをもっと増やして、デメリットを減らす必要があると思います。どうすればそれができるのか、しっかり検討していただきたいと、このようにお願いをいたします。

次に、防犯灯についてお尋ねいたします。隣組ごと自治会を脱会して、電気代を払わず、消灯している地域があるように思いますが、把握はされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

隣組が自治会を脱会した場合には、もともとその地域に市が設置しております防犯灯につきましては継続して設置をいたしておりますが、地域、いわゆる自治会が設置したものにつきましては、その自治会や隣組で防犯灯の継続や撤去についてお話をさせていただくことになっておりますので、質問者が申されます、電気代を払わずに消灯しているようなケースについては把握いたしておりません。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

それでは、類似した内容により、地域の防犯灯が消灯しているケースはありますか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和4年度に1件、自治会自体が解散するということでご相談があり、もともと市が管理しておりました防犯灯を間引いて対応したケースは把握しております。自治会が13本、市が8本管理していたものを、市で管理していた8本で、現在、対応いたしております。

また、隣組内の会員が多く脱会されたことを理由に、自治会の判断で、一部の防犯灯の点灯数が減少しているといった事例も1件把握いたしております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

以前、二、三か月前ですかね、相談を受けました。地域に防犯灯が1本もないので非常に暗い。何とか防犯灯をつけていただきたいという相談がありまして、夜、現地に行きました。本当に真っ暗でございました。家はたくさんあるのに1本もついてない。これは何でということで、担当課のほうに行きまして話をしましたら、今、ご答弁されたように、自治会の判断で消していると。要するに、自治会から脱会された方が非常に多いので、自治会長がもう消してくれと。この判断で消していたということでございました。昼間に見たら、確かに防犯灯はあります。でも、夜に見たら、ついていないから真っ暗です。これで本当に安心・安全なまちと言えるのかと、本当にそう思いました。そのような地域はほかにもあるのではないかと思います、この点はいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

この数年間におきましては、自治会自体が解散する、あるいは隣組が脱会するといったケースは幾つかあろうと思いますが、防犯灯に関しての相談は4件ほどあっており、自治会は脱会する

が隣組で電気代だけ払うといったケースは複数件ございます。また、自治会がなくなってしまったが、そのときに自治会でためていたお金が続く限り、電気代を払っていくといった自治会もございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

そのような自治会もあるということでございますが、ただ、それもずっと永久にできるというわけではないかと思います。そのような地域に対して、どのように対応されるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

隣組が自治会を脱会した場合についてでございますが、まずは市が設置している防犯灯については、継続して設置しております。

次に、地域が設置しておる防犯灯ですが、自治会が防犯灯を設置している場合には、撤去または電気契約を切るといったケースもあるようでございます。また、防犯灯を隣組が設置している場合には、当該隣組で、今後、防犯灯を継続するか、撤去するかを検討していただき、自治会を脱退した隣組の方々と電気代を出し合って、本数を削りながらも継続しているといったケースもございます。また、撤去するといったケースもございます。

そのような状況を見ながら、地域の方との話し合いにより、市が当該地域内に設置している防犯灯を暗い場所へ移設するなどして、現状、対応しているところでございます。したがって、その地域からすれば、防犯灯の数は、現状か、減っているといった状況になるかと思えます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

防犯灯に関しましては、今年3月議会でも質問させていただきました。その際、市全体の電気代は1764万円という答弁がございましたが、この電気代は、ぜひとも市が負担していただきたいと、そのような要望をいたしました。検討すべきことがたくさんあります。不公平感を持たれないようにしっかりと自治会と協議していただきますように要望いたしました。ぜひとも協議・検討をいただくようお願いいたします。

次に、防犯カメラについて質問いたします。この防犯カメラも自治会と深い関わりがあるかと思う、質問をさせていただきます。犯罪を防いだり、犯罪者を特定するために、防犯カメラが大きな役割を果たしております。そこで、公共施設、事業所、地域、個人宅、特に戸建てへの設置についてお尋ねいたします。

最初に、市が設置している、また、管理している防犯カメラはどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市内公共施設の防犯カメラの設置状況を申し上げますと、本庁舎をはじめオートレース場、交流センター、保育所、コミュニティセンター等に計248台を設置いたしております。その他、企業からの贈呈や警察等関係機関から要望のありましたものにつきましては、警察と協議を行い、交差点や新飯塚駅等に34台設置しており、全体数といたしましては282台の設置となります。

このほかにも民間事業者が独自で設置しているカメラもあろうかと思いますが、民間事業者がつけられている分につきましては、市としては把握できておりません。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

自治会にある公民館や自治会内の設置はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自治会の公民館や自治会内の設置につきましては、現在、把握はできておりません。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

先ほども自治会の現状としてご答弁いただきましたが、高齢化が進む中で、また、報道等でもあるように凶悪な事件が多発する懸念があり、地域としても不安を抱えていらっしゃる方がたくさんおられるのではないかと思います。また、都市圏のことだと思っておりました闇バイトによる凶悪犯罪も、熊本市の男子高校生が逮捕され、また、久留米市の反社組織が摘発されております。すぐそこまで迫ってきたという実感をしております。地域内への防犯カメラの設置を検討していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

地域内における防犯カメラの設置に向けての検討ということでございますが、最近は犯罪者の特定や犯罪を起こさせない抑止力として、あるいは行方不明者の捜索として、防犯カメラはいろいろなところで効果を発揮していることは十分に認識をいたしております。

ただし、一方で、公の設置といったことになると、住民の権利を守るということも重要でございまして、プライバシーにも十分に配慮しながらの検討を加えていかなければならないというふうに認識をいたしております。

議員がご指摘されますように、防犯カメラの設置につきましては、地域における犯罪抑止につながる有効な手段でございますが、市としましては、多くの方が利用される公共施設に設置することで、より効果を期待されるものではないかと思っております。既存の公共施設に重点を置きました防犯カメラの設置を、現在、行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

公共施設に重点を置いた防犯カメラの設置を行っているということでございますが、先ほども言いましたように、防犯カメラを設置したいと思っていられる個人宅、特に戸建てですね、今狙われているのはほとんどが戸建てでございますから。戸建て、また、事業所などに設置したいと思われている方がいらっしゃいますが、飯塚市では設置する際の補助金というものはないのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

過去におきまして平成28年度から平成30年度までの3年間に、福岡県が実施する性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業における自治会等が設置する場合の支援として、飯塚市性犯罪防止対策防犯カメラ設置事業補助金制度を制定し、その支援を行ってございましたが、その際には申請実績がなかったことから時限的な失効となっております。なお、現在、飯塚市におきましては、

個人・団体等とともに防犯カメラ設置に対する補助制度は持っておりません。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

ただいまご答弁のありました平成28年度から30年度までの3年間、これは性犯罪に限られた性犯罪防止対策のためのカメラということでしたし、それからもう5年がたっています。この時代は闇バイトなんてものはなかった時代です。そういう闇バイトという凶悪犯罪が起こっている以上、これは考えていくべきではないかと思っておりますが、そのような防犯カメラの設置補助金制度のある自治体は、県内ではどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

県の調査によりますと、令和5年7月時点の最新の調査におきましては、福岡県60自治体中15自治体において防犯カメラの設置補助金制度がございます。15自治体につきましては、福岡市、北九州市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、筑紫野市、春日市、宗像市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、岡垣町、荏田町の15自治体でございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

私は、自治会の方から防犯カメラを設置したいという話をよく聞いておりますが、なかなか高価な物なので、自治会単独では設置が難しいのが現状だと思っております。市のほうで設置ができないのであれば、今の答弁でもありましたように、福岡県内の全60自治体の4分の1、15の自治体で補助金制度を実施しております。福岡市、北九州市、久留米市、また、お隣の嘉麻市でもこの補助金制度があるのに、福岡県で4番目の人口を誇る飯塚市に、この補助金制度がないというのはいかがなものかと、このように思っております。せめて設置に係る補助金を交付することを検討していただきたいと思いますが、どのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

防犯カメラの設置につきましては、ハード面とソフト面の充実を併せて行うことが重要であり、効果的であろうかというふうに考えております。市内におきましては、パトロールや通学時の学童の見守りを住民の皆様が主体的に行う防犯ボランティア団体もございまして、その中には、「ながら防犯」

活動を行っていただいております団体もございます。そういった団体が活用に必要な物品等があった場合の補助制度につきましては、本市といたしまして実施をしておるところでございます。

安全・安心なまちづくりは、市と市民の皆様が協働で取り組んでいくことが重要でございますので、防犯活動を行う団体や近隣自治体の制度等の調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

安全・安心なまちづくりは、市と市民の皆さんが協働で取り組んでいくことが重要である。確かにそのとおりでございますが、24時間、四六時中というわけにはいきません。年中無休というわけにもいきません。カメラであれば年中無休です。24時間対応ができます。そういったものも、ぜひ調査・研究して、検討をしていただきたいと思っております。

最後に、自治会における課題と対応についてお尋ねいたしますが、自治会活動が停滞・消滅すると、災害時の対応や地域活動である老人会・子ども会などに支障が生じると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますように、自治会活動が停滞・消滅いたしますと、子どもや高齢者の見守りや安全確認、また、地域交流も少なくなり、防災・防犯活動の低下などが生じまして、地域の問題解決が難しくなることが懸念されます。また、地域清掃や犯罪防止、防災対策など新たな課題が生じる可能性があり、地域社会に様々な影響が出てくることが考えられます。

自治会はまちづくりを推進する上で、地域の安全・安心を守り、地域コミュニティー活動を担っている大変重要な存在であります。自治会加入者の減少は、地域活動の衰退・停滞にもつながりかねないことから、活力あるまちづくりを築いていくため、本市といたしましても、自治会加入者の増加に向けた取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、本来、自治会は地域の住民が自主的・主体的に運営している住民自治組織でございます。自治会は住民が自主的に加入し、地域活動に積極的に参加したくなるような魅力ある組織であることが、強固な地域コミュニティーの形成のためには重要であると認識いたしております。住民の方々が、自分たちのまちは自分たちでつくるという意思を持って、自らが行動を起こすことが肝要であり、このような住民主体の活動によりまして、まちがより活性化していくことが地域コミュニティーの基本であると考えております。

本市といたしましても、魅力ある地域づくりのため、まちづくり協議会をはじめとした地域活動団体、また市民活動団体などと、さらに連携を深めまして、市と地域が共に協力し合える環境づくりに努め、併せまして、地域活動を支える人材の発掘や、自治会が存続していける体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

2か月ほど前でしょうか、このような声を聞きました。それは夏休みのラジオ体操に、自治会未加入のお子さんが参加された際に、体操に参加はできたんですが、子ども会で購入したお菓子は頂けなかったと。それを聞いた保護者が、もうラジオ体操には行くなと、このように言われたそうでございます。

また、もちろん自治会加入は任意でございますが、全国的に見れば、地域によっては自治会に入らないことで、ごみ集積所の利用を制限される可能性があるとか、また、地域の人との交流が少なくなる。また、地域の行事に参加できない。さらに、いざというときに地域の人に頼りづらい。このような影響が出てくる可能性があるとか、このように言われております。地域によるつながりや助け合いなどのために、住民が自主的・主体的に運営している自治会が、逆に分断を生んでいるようなことも考えられます。最初の答弁にありましたように、どうすれば、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていける自治会となるのか、自治会の在り方を考え直す時期に来ているのではないかとの思いから、今回、この質問をさせていただきました。関係機関としっかりと協議・検討していただきますようお願いいたしますので、この質問を終わります。

次に、「HPVワクチンについて」、お尋ねいたします。今回は、飯塚市の将来に向けた子宮頸がん予防の仕組みづくりとして、HPVワクチンの本年度の定期接種及びキャッチアップ接種の対応と、令和7年度以降、定期接種対象者への接種率向上の取組について質問をさせていただきます。

令和6年度には、定期接種対象者の高校1年生及びキャッチアップ接種対象者の合計12学年の方全員が公費での接種を終了するために、国は自治体に対して、高校1年生及びキャッチアップ接種対象者への周知強化と再勧奨、これは複数回の勧奨、これを依頼しております。さらに自治体だけではなく、国、医師、学生、マスコミなど大変多くの方から、「今年度が無料接種の最終年」と接種の呼びかけがあり、期限間近になった夏頃は駆け込み接種がかなり増えているという報道が出ておりました。しかし、そうした後押しや駆け込みがあっても、接種率の改善は十分とは言えず、このままキャッチアップ接種を終了することを問題視する声も出ております。

エムスリー総合研究所が発表した国内の接種率データによりますと、2024年8月時点において、国の基金事業などで接種された世代の25歳から27歳の接種率は84.1%と高い水準でしたが、積極的勧奨が中止になった世代の17歳から24歳は約35%にとどまっており、約320万人が未接種の状況にあると公表されております。

そこで、飯塚市の今年度、令和6年度の公費による接種期限を迎える高校1年生とキャッチアップ接種対象者の接種率と周知方法についてお伺いをいたします。

最初に、キャッチアップ接種が開始となった令和4年度から今年度までの、高校1年生とキャッチアップ接種対象者の接種率についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

まず、高校1年生の接種率でございますが、令和4年度は26.3%、令和5年度は28%、令和6年度は10月末時点でございますが、31.9%となっております。

次に、キャッチアップ接種につきましては、令和4年度は33.5%、令和5年度は37.3%、今年度10月末時点でございますが、43.5%となっております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

高校1年生、キャッチアップ対象者の接種率はともに上昇しているようでございますが、それでは、高校1年生及びキャッチアップ接種対象者への郵送通知などによる周知については、どのように実施されたのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

周知方法につきましては、令和6年2月にご本人宛ての接種勧奨に啓発資料を同封いたしまして、個別通知を行っております。本年7月にも再勧奨を実施いたしております。

勧奨通知以外では、市報をはじめとして飯塚医療圏合同で啓発チラシを作成し、駅やバスターミナルで掲示するほか、医療圏域内の高校・大学・専門学校や、連携協定を締結しております新生堂薬局の店舗等にもチラシを設置いたしまして、啓発活動に努めておるところでございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

今年度末で公費による無料接種期間が終了する高校1年生とキャッチアップ接種対象者に対して、令和6年2月に個別通知を、7月には再勧奨を実施していただき、本当にありがとうございました。

ただ、先ほどご答弁いただいたとおり、高校1年生の接種率は令和6年度では、10月末時点で31.9%、キャッチアップ対象者の接種率は10月末時点で43.5%と、過去に接種した世代や他の定期接種A類と比べると非常に低いと言わざるを得ない状況でございます。今年度は

メディア報道やテレビCM、医師や当事者からの声、学校や大学を通じた呼びかけなど、9月までの接種を呼びかける内容として多くを目にしましたが、それでも接種率の回復は不十分であることを危惧しております。

キャッチアップ接種が終了となり、令和7年度以降は、小学校6年生から高校1年生までの定期接種のみの制度に戻ることから、令和6年度のような多方面からの接種の呼びかけの後押しも期待できません。本年以上の周知・接種勧奨を強化しなければ、接種率が十分に上がらないまま定期接種が終わることにもなります。特に令和7年度、高校1年生は令和8年3月31日で無料接種ができる機会を失います。期限を過ぎると自費で接種することになり、9価HPVワクチンの場合、3回接種で最大約10万円かかると言われております。

また、海外では定期接種世代でのHPVワクチン接種により子宮頸がんが大幅に減少したという数多くの報告が上がっております。そのため、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、キャッチアップ接種終了後も、継続して定期接種世代の接種率を向上する取組を行う必要があります。国は自治体に対し、今年度で公費による接種が終了する高校1年生などに対して、単一年度での複数回の勧奨を依頼しております。飯塚市においても、令和7年度の高校1年生に対して、個別通知による単一年度での複数回の勧奨をすべきであると、このように思います。

そこで、来年度に高校1年生となる、今現在の中学3年生の接種率と周知方法、この年代に個別通知をした場合にかかる費用についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

来年度、高校1年生となります現在の中学3年生につきましては、直近の10月末時点での数字となりますけれども、接種率は20.1%となっております。

また、周知方法につきましては、今年度と同様、定期接種対象のお子さんがある保護者全世帯に個別通知で接種勧奨を実施する予定でございます。

この年代に個別通知をした場合の費用についてでございますが、直近の10月末時点での接種完了者を除きますと、対象者は543名となっております。通知の形式がはがきの場合ですと4万7千円程度、封書の場合ですと6万円程度を見込んでおるところでございます。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

個別通知した場合の費用は4万7千円から6万円ということでございますので、接種率アップのためにも、ぜひとも実施していただきますようお願いいたします。

次に、この質問通告をした後に舞い込んできたことでございますが、11月27日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会では、HPVワクチンのキャッチアップ接種についての議論が行われたようでございますが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

キャッチアップ接種の期間は来年度末となっておりますが、この夏以降の需要の大幅な増加に伴いまして、また、メーカーによるHPVワクチンの限定出荷等の状況もあったことから、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃すことがないように、期間終了後の取扱いにつきまして議論されたものでございます。

結論といたしまして4点に整理をされております。まず1点目でございますが、キャッチアップ接種期間終了後の取扱いについてでございますが、期間中に1回以上接種している者につきま

しては、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設けること。

2つ目につきましては、経過措置の期間についてございまして、キャッチアップ接種の対象者に加え、令和6年度が定期接種の最終年度である者も対象とすること。

3つ目が、経過措置の期間についてございまして、ワクチンの接種間隔等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後1年間とすること。

最後に、周知・広報についてでございますが、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できる限り速やかに情報提供を行うこと。また、対象者が接種について検討・判断できるよう、経過措置の内容と併せまして、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であることとなっております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

今、4点について説明をいただきました。簡単に言いますと、キャッチアップの期間内、要するに来年3月31日までに1回でも接種をすれば、1年間は残りの接種を無料にしますよということが1点目。2点目と3点目は、定期接種最終年度の高校1年生の方も、来年3月31日までに1回でも接種すれば、1年間は残りの回数を無料にできますということ。4点目は、そのことをしっかりと保護者に、また、当事者に分かりやすく通知をすること。このようなことだろうと思います。

対象者となる高校1年生から27歳相当の未接種者に対しまして、早急に個別通知でお知らせする必要があると、このように思っておりますが、延長措置の対象となる方への通知時期と周知方法について、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

周知方法につきましては、個別通知を検討いたしております。内容につきましては、12月中に自治体説明会が開催される予定となっておりますので、その内容を確認し、対象者が接種について検討・判断できるよう、できる限り速やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

延長措置を使うためには、今年度末までには少なくとも1回以上接種する必要がある、市報やホームページでの周知では対象の方が延長措置に気づくことは困難であると、このように思っております。当初の初回接種期限であった9月末に駆け込み接種が増えているという報道もありましたが、最新の情報でも接種率は30%台とまだまだ低く、年齢によって接種率に差があり、このままでは年齢によって将来の子宮頸がんの罹患率に差が生じることも懸念されております。

今回の延長措置をできるだけ多くの方が活用できるように、来年3月までには少なくとも1回以上の接種が必要となる条件を考慮して、早急に、遅くとも来年2月末までには個別通知による丁寧な周知を実施していただくことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

これもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第93号」から「議案第117号」までの25件を一括議題といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第93号」について、最初に、28番 道祖 満議員の質疑を許します。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

補正予算書の125ページ、補正予算資料の14ページ、幼稚園教育振興事業費、私立幼稚園施設型給付費についての増額理由をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

私立幼稚園施設型給付費の増額につきましては、年間入所児童数の見込みが861名増加したと、公定価格が7%上昇することを見込んだことによるものでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

そこで、お尋ねいたしますけれど、公定価格が7%上昇することを見込んでいるということでございますけれど、7%上昇の見込みの内訳、どのように見込まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

人事院勧告の平均的な改定率を基に、公定価格の上昇率を算定したものでございます。算定の方法といたしましては、人事院勧告の中で、月例給の平均改定率を基に令和5年度と令和6年度を比較し、平均改定率の上昇率を算出いたしております。人事院勧告の平均改定率の上昇率に、令和5年度の公定価格の上昇率を乗じたものを、公定価格の上昇率7%として算定いたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

単純に言いますと、この7%は人件費が7%上がったというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

おおむね人件費の増額分という形になります。

○議長（江口 徹）

次に、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書 8 ページ、第 1 表について、概要の特徴をお尋ねします。市民税補正について、特徴をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

今回の補正予算につきましては、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を補正するものでございます。この 1 2 月補正では、例年、現在の予算について総洗いによる執行残等の整理、調整を行っております。一般会計では歳入歳出予算総額に 3 億 9 6 3 5 万 4 千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 8 4 0 億 6 9 4 万 7 千円にしようとするものでございます。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

市民税補正の特徴についてもお尋ねします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

市民税につきましては、まず、デフレ完全脱却のための総合経済対策、令和 5 年 1 1 月 2 日閣議決定において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の方の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和 6 年分所得税及び令和 6 年個人住民税の減税を実施するとされ、具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき令和 6 年分の所得税 3 万円、令和 6 年分の個人住民税 1 万円の減額を行うこととなったため、これを踏まえ、個人住民税において、令和 6 年度限りの措置として定額減税の仕組みが設けられ、個人住民税所得割額から控除されることとなりました。

飯塚市においては、令和 6 年 8 月時点で、定額減税対象者は 5 万 3 8 8 3 人、税額 4 億 7 6 2 8 万円の定額減税を行いました。納税義務者の増加や景気変動等で、5 4 8 3 万 3 千円の増額が見込まれ、また、歳入の予算につきましては収納率を乗じておりますので、結果、3 億 8 3 万円の減額として予算要求をしております。併せて、この定額減税における個人住民税の減収分においては、全額国費で補填されます。

交付金につきましては、令和 6 年 4 月に、地方特例交付金として定額減税減収補填特例交付金の概算交付 2 億 4 6 0 8 万 4 千円が 4 月に交付されております。また、令和 6 年 9 月に、地方特例交付金額の決定として、定額減税減収補填特例交付金 2 億 4 9 0 3 万 2 千円が交付されており、定額減税減収補填特例交付金の合計が 4 億 9 5 1 1 万 6 千円となっております。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

予算書 1 2 ページ、第 2 表、旧潤野小学校解体工事について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

それでは解体工事の内容をご説明いたします。本事業は、廃校となった旧潤野小学校跡地の有効利活用を図るため、令和 5 年度の 1 期工事から継続して解体工事を実施するものでございます。令和 6 年度当初予算では、屋内運動場、プール施設、普通教室棟 1 棟、管理・特別教室棟を解体する計画で、現在は、2 期工事となる屋内運動場とプール施設の解体工事を行っている状況でございます。

今年度中に、残る普通教室棟 1 棟と管理・特別教室棟解体の 3 期工事を予定しておりましたが、

当初計画としていた北側正門と南側裏門の2方向を利用した工事計画は、近隣住民や地元関係者との協議を踏まえ、また、工事管理や安全対策として、グラウンド利用者と工事関係者との出入口を分離することと協議をいたしました。特に、北側正門から進入するルートは、住宅が多く張りつき、一般の交通量も多いこともあり、安全性を第一に、工事車両の出入口は、南側裏門のみとしております。

当初から、現場の地理的条件など、交通量に対する安全性については十分に考慮した計画としておりましたが、実際に工事を進める中で、工事車両の通行を一方通行とするなど、さらに安全性の向上を図るための工事期間の確保が必要となり、年度内の事業完了が見込めなくなりました。そのため、今回の繰越明許費として計上するものでございます。なお、今回、繰越明許費として1億1754万7千円を補正額としておりますが、工事費の増額はなく、当初予算の範囲内で実施する計画でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これについては、文化財の影響はないんですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

文化財調査については予定しております。文化財調査については、文化財を担当する文化財保護推進室の指導により、令和7年度に実施する計画で予定しております。既に長畑遺跡として周知されておりますが、発掘調査についてはおおむね6か月程度と見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

続いて、大城川橋補修事業について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

大城川橋補修事業は、本体工事の早期着工を目標に、令和6年度に大城川橋補修工事設計委託を実施し、令和7年度に仮橋の架橋工事に着手、令和8年度に本体工事の実施を予定しております。しかしながら、工事の施工に伴う仮橋による迂回路の設定が当初の計画より広範囲にわたって必要となることが判明したことから、地権者との用地交渉及び地元協議に想定以上の時間を要し、現在、関係機関との協議を進めている状況であり、契約済みの設計委託の業務への反映に遅れが生じております。

そのため、令和6年度に予定していた設計委託業務につきまして、年度内の残期間では、適正な業務の遂行が見込めないことから、翌年度への繰越明許費を設定するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

繰越しの理由は分かりました。そもそも、この大城川橋の架け替えが必要という判定に至る経過を伺います。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

国土交通省のインフラ長寿命化計画に関する省令に基づき、令和元年度に実施した65橋の橋

りょう点検結果を踏まえ、令和４年度に、優先度が高く、老朽化が著しい橋りょうに対し、補修設計委託を行っております。

この補修設計委託により詳細な調査を実施した結果、大城川橋において、上部工、主桁のひび割れ、コンクリートの剥離、鉄筋の露出が発見され、さらにコンクリートの強度不足が判明したことにより、構造上の安全性の観点から大城川橋の更新、架け替え工事が必要となったため、令和６年度に大城川橋補修工事設計委託の予算を計上したものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

判定はどの機関で行ったんですか。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

判定は令和４年度に判定を行っております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私が聞きたいのは、時期的な期間ではなく、判定を実施した者は誰かという意味合いです。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

県との協議の中で判定をしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それはどこか民間のところではなく、飯塚市が独自に判定したという意味ですか。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

委託をかけていまして、民間会社の調査により、県と協議して判定を下しております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それはどこですか。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

橋りょう設計委託業者でございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうすると、この橋は架け替えないといけないと判定した会社が、架け替え設計業務を引き受けたという意味合いですか。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

判定した業者とは違いまして、入札により設計委託を出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

判定した業者はどこかと聞いたわけです。

○議長（江口 徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

内外エンジニアリングという設計会社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算書13ページ、第3表、債務負担行為補正についてです。清掃等管理委託料（本庁舎）について説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

清掃等管理委託料につきましては、本庁舎の庁舎清掃業務、庁舎の設備管理業務、また、開庁日の時間外及び閉庁日の宿日直業務の委託を行うものでございます。

契約につきましては、5年間の長期継続契約となっておりまして、現行の契約の履行期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっておりまして、契約金額が4721万2千円、委託業者は株式会社三信ビル管理となっております。

このたび、令和7年4月からの新規の契約につきまして、本年度中に入札による業者を決定し、適正な引継期間を確保するため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5年間で3億円ですか。5年間とする積極的な理由があると思うんですけど、どういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

長期継続契約をする場合は5年間で設定するというような方針でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、それはなぜかと聞いているんです。その方針があるのであれば、どういう方針で、それはどういう理由によるものか、聞かせてもらいたいんですけど。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

ちょっと今そのものが出てこないんですが、市のほうの方針でございまして、長期継続契約は5年で設定するというような方針が出ておりますので、それに従っているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、付託先は総務委員会になるかと思いますが、今言われた市の方針、どうい  
ものに記載があるのかということと、それから、5年としている理由が、決めているから5年だ  
という答弁になっていますので、決めた理由があろうかと思うんです。それも総務委員会で深め  
ていただければありがたいかと思います。

続けて、情報端末機器購入費、これはどういう事業ですか。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

本事業につきましては、住民基本台帳等の基幹系システムのリプレースに併せて実施する、職  
員が利用するパソコンを購入する事業となります。システムリプレースのサイクルである5年ご  
とに実施する事業にはなりますが、基幹系システムを利用するパソコン全てに加えて、グルー  
プウェア等の内部情報系のデスクトップパソコンも購入する必要があるため、多くのパソコンを購  
入することになります。期間は令和6年度から7年度、限度額は1億6972万7千円となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

多くのパソコンを購入ということになりますけれども、多くのイメージが分かりますか。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

通常でしたら、毎年、内部情報系というパソコンのリプレースをしますが、5年に一遍の基  
幹系全てのパソコンになりますので、1千台近くということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

債務負担行為の理由は答弁がありましたか。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

債務負担行為の理由については、まだ答弁しておりませんので、今から答えさせていただきます。  
先ほど言いましたように、前回のリプレースは5年前の令和2年度において行っております。  
システムとパソコンのリプレースを5年前は年末年始に実施しておりました。しかしながら、今  
回のシステムのリプレースにつきましては、国の定めによる全国一斉のシステム標準化の関係か  
ら、パソコンのリプレースについても前倒ししなければならない状況となっております。設定や  
動作確認の関係から、6月末までに準備する必要がありますので、スケジュールの関係上、債務  
負担行為を行っております。

また、可能な限り分割発注を予定しておりますが、システム設定との関係から分割発注できな  
い部分がありまして、この点については議会の議決が必要な案件となりますことから、適切な事  
務及び受注事業者の適切な納期の確保のため、今回、債務負担行為で計上しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もともとその事業については、国が全国の自治体の事務事業を統一的に把握したいというような狙いで進められておる一貫ではないかと思うんですけれども、それはそれとして、分割発注を考えておるということでしたが、入札の適正な執行についてはどのような努力をする考えか、伺います。

○議長（江口 徹）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

台数が多くて金額も1億円を超えておりますことから、予算要求に当たりましては、見積りの徴取について考えております。徴取する事業者先に情報が渡るということで、この点はとても重要なことと考えております。

そのため、今回、要求に当たっては、市内の入札業者全てに、また、同時に、参考見積りの徴取をさせていただいております。

また、発注単位につきましても、先ほど申しましたとおり、システム設定の関係上、可能な限り分割発注をいたします。公正・公平に入札が行われるよう、細心の注意を払い準備をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、この入札の適正な執行については、新体育館移動式観覧席官製談合疑惑について、百条調査を行った後の委員長の報告で示されている指摘事項がありますので、これは教訓として踏まえながら、考えていく必要があると思います。

それから、中学校教師用指導書等購入費について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

令和7年度に購入する中学校教師用指導書につきまして、令和7年度当初での納入を確実にするために、令和6年度中に契約を締結し、納入業者と調整等の準備期間を設けるために債務負担行為を要求するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここに指導書等と記載がありますけれども、これは何なのか、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

学校で使う教師用教科書とそれに伴う指導書となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、「等」の説明があったんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

続けて、14ページ、第3表ですけれども、公共施設等総合管理計画策定支援委託料、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

まず、公共施設等総合管理計画につきましては、平成25年11月に国においてインフラ長寿命化基本計画が策定され、その後、総務省より平成26年4月22日付で、こうした国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請があったものです。

本市におきましては、1市4町合併後、行財政改革における大きなテーマとして、公共施設等の見直しに取り組むものとして、平成20年3月に公共施設のあり方に関する基本方針を策定しておりましたことから、これを引き続き検討するとともに、公共施設等総合管理計画の位置づけとして、平成28年1月に第2次公共施設等のあり方に関する基本方針を策定いたしました。この第2次公共施設等のあり方に関する基本方針の計画期間が、平成28年度から令和7年度までの10年間となっており、令和8年度から10年間を計画期間とする飯塚市公共施設等総合管理計画及び実施計画を令和6年度、7年度の2か年をかけて策定することとしておりまして、その業務にかかる委託料となっております。

当初予算においては、全体予算額として3239万5千円、そのうち令和6年度出来高として2488万2千円、令和7年度に残額の751万3千円を債務負担行為として計上しておりました。今年度に入りましてプロポーザル方式により業者選定を実施しました結果、令和6年8月20日付で、福岡市中央区天神一丁目4番2号、有限責任監査法人トーマツ福岡事務所、事務所長伊藤次男と、契約金額2942万8883円で契約を締結いたしました。

その後、9月5日付で、令和6年度支払予定額確認のため相手方に照会を行ったところ、9月13日付で相手方より令和6年度中に飯塚市に引渡しを計画しているものではなく、今年度中に請負代金の請求は行わないとの回答がありましたことから、令和6年度予算は皆減とし、令和7年度に全額を計上する形で債務負担行為の変更を行おうとするものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、本市の公共施設等に関わる基本方針、第3次実施計画は昨年3月に策定されております。この基本方針と違う方向で動き出しているものはありますか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

公共施設のあり方に関する第3次実施計画（改訂版）につきまして、令和3年3月に策定をしたものでございます。公共施設等の最適化に向けた指針としまして、総量の最適化、配置の最適化、運営主体の最適化、運営方法の最適化、空きスペースの有効利活用、跡施設跡地の有効利活用、施設の長寿命化の7つを示しております。各公共施設につきましては、これらの指針に基づいて個別施設ごとの最適化の方針を策定し、取り組んでいるところでございますが、社会状況等を鑑みながら見直しを行っていく必要があるものとして取り組んでおります。

この公共施設のあり方に関する第3次実施計画（改訂版）の内容と異なった方向性を示しているものとしましては、先日の一般質問の答弁でありましたけれども、人権啓発センターにつきましては、庁議での承認を得て、ただいま見直しを行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨年12月、武井政一飯塚市長と部落解放同盟飯塚市協議会、山根 仁委員長の間で確認書というのが結ばれて、それを契機として本格的にこの市の基本計画に反する動きが始まっていくんだけれども、このことが、総合管理計画策定支援委託料の対象になるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

協議そのものが対象なのかどうかというのは答弁を申し上げられませんが、基本的に、今、公共施設がありますものについて、見直しを行っていくところで、公共施設全てについて対象として計画を策定していくことになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

すると、債務負担行為補正変更については、飯塚市長と部落解放同盟飯塚市協議会委員長との確認書により、一部修正のための、改定のための支援を求める委託料が含まれていると、対象に入っているということでしょうか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、現在の第3次公共施設等のあり方に関する基本方針、それから第3次実施計画、これらの計画期間が令和7年度までとなっておりますので、今後10年間の計画を、現在、策定しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その中に、先ほど言った変更が含まれるのかという質問です。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

先ほども申し上げましたとおり、全ての公共施設について、今後10年間の計画を策定するのでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なかなか答弁しにくいようですが、全てということは、それも対象だということを確認をしいていいですか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

すみません。人権啓発センターも含めまして、全ての公共施設について見直しの検討を、今後、進めていくものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

これについては既に私の質問がありますけれども、執行部は地元の皆さんの意見を聴くというふうに言っていますよね。その点で言えば、武井さんと山根さんの確認書のとおりに見直しを図れというわけにはいかないのではないかなと思うんですよ。地元の要望をきちんと聴いて対応する必要があると思います。

健幸プラザ指定管理委託料、変更の事情を伺います。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

今年度の当初予算におきましては、令和 6 年度に指定管理者の選定を行い、指定管理期間としましては一般的な令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間を期間とした債務負担行為を計上しておりました。

期間を変更しましたのは、令和 6 年 1 月に開催しました指定管理者制度導入推進等委員会において、令和 6 年度に更新される体育施設の指定管理は、市内の他の体育施設と管理の一本化について検討するため、次回の更新時期をそろえる目的で 3 年間の期間とされており、健幸プラザもより効果的・効率的な事業実施を目指し、市内の他の体育施設との管理の一本化及び次回の更新時期をそろえる検討が必要との意見があり、当該意見を踏まえ内部協議を重ね、3 年間の指定管理期間としております。

その後、指定管理者選定委員会において、一般社団法人飯塚市スポーツ協会を指定管理者として選定し、9 月議会において指定議案の議決をいただいたところでございます。この議決に基づき指定管理期間が 3 年と確定いたしましたので、準備期間の 1 年を含め、令和 6 年度から 9 年度までの 4 年間として、今回、債務負担行為の変更を計上したものでございます。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

第 4 表、地方債補正について伺います。保育所施設整備事業費、変更の事情を伺います。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

今回の地方債の減額につきましては、歳出の補正予算で計上しております保育所等整備補助事業費の減額によるものでございます。事情といたしましては、ひまわり幼稚園が認定こども園に移行するための工事において、令和 6 年度中の竣工が見込めず、令和 6 年度中の進捗率が 7 0 % となり、令和 7 年度に竣工予定と変更されました。そのため、歳出の保育所等整備補助事業費を 1 億 2 6 0 5 万 6 千円減額し、歳入の国庫補助金、就学前教育・保育施設整備交付金を 3 0 1 8 万 4 千円の減額、市債の保育所施設整備事業費を 6 2 9 0 万円の減額をしております。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

この変更は、飯塚市としては受動的であるということですか。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

議員がおっしゃられるように受動的でございます。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それと、相手側の事情の変更があるわけですが、どのような内容ですか。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

相手側の変更の事情といたしましては、ひまわり幼稚園が認定こども園に移行する本工事におきまして、令和６年度中の竣工が見込めずに、進捗率が７０％となり、令和７年度に竣工予定と変更されたものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

令和６年度中が見込めないというところをお尋ねしております。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

ひまわり幼稚園のほうの入札が不調となりましたので、その分、工事の開始時期が遅れたことによるものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

その理由は、飯塚市は分からないままですか。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

予想以上の物価高騰の影響ということでお聞きしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それは普通に想像がつくことなんでしょう、具体的なことは把握していないのですか。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

市としましては物価の急激な高騰によるものというふうにお聞きしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それだけでいいんですか。この地方債補正にまで発展することについて、補正予算を出す皆さんが、それだけでいいんですか。それ以上に把握していることがあるでしょう。議会に説明してくださいよ。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

すみません、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私は、こういう地方債補正に発展する事態について、本会議場でまともに説明しないというのはあり得ないと思います。取りあえず、総務委員会までに、この補正がまともだと言われる、説明できる情報を把握して、質問に耐えられるようにしてもらいたいと思います。

次に、公営住宅建設事業費について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

地方債にあります公営住宅建設事業費の補正理由につきましては、令和５年１１月に福岡県を通して、令和６年度分の社会資本整備総合交付金を要望して当初予算に計上しておりましたが、国からの交付決定額が市の要望額を下回って配分されたため、円滑な予算執行を確保するために、不採択相当分の差額を補う理由から、今回、財政課による事務手続の下、地方債限度額の増額補正を行うものです。

なお、令和６年度分の社会資本整備総合交付金の要望につきましては、今後、契約額ベースで精査した金額で要望を変更することを予定しており、要望額に対し満額配分になるよう努めながら事務手続を進めることとしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

予定していたけれども、なかなかということなんでしょうけど、今後、満額交付があるように努力するということなんでしょうけど、どういう努力の方法がありますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

不採択になりましたけども、また変更要望の調査がっておりますので、そちらのほうで満額が取れるような金額を、再度、精査して要望することとしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

お金はありませんと言うだけではなく、事情、意見が示されたわけではないんですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

金額につきましては、国のほうが査定を行い、県のほうから報告がありますけども、減額の理由については、県のほうからは説明は受けておりませんので分かりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

説明は求めたんですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

県のほうも、国のほうからの数字的な通知によるものしかありませんので、説明を求めても内容については不明かというふうに思慮されます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

求めなかったという答弁ですね。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

はい、求めておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

20ページ、ふくおか県央環境広域施設組合負担金の減額補正について、90ページに関連補正がありますが、併せて説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

歳入におけるふくおか県央環境広域施設組合負担金につきましては、当初予算において、当該広域施設組合に派遣する事務職員及び技能労務職員、合計12名分の人件費として8383万6千円を受け入れるものとして予算を計上しておりました。

令和6年度の人事配置後、1名減の11名の派遣職員を派遣することとし、それぞれの給与等を算定した結果、7091万9千円となりましたので、差額の1291万7千円について減額補正を行うものでございます。

なお、この派遣職員の1名減につきましては、各部署との調整により、正規職員を1名欠員としているものでございます。正規職員の欠員を補充する代替職員は会計年度任用職員を充てることとなりますが、この会計年度任用職員は、市からの派遣ができませんので、直接、当該広域施設組合において任用することとなります。

○議長（江口 徹）

環境対策課長。

○環境対策課長（白石善彦）

歳出の部分でございます。ふくおか県央環境広域施設組合の負担金におきましては、施設運営や管理に伴う事業費、人件費を負担して払っております。今回の補正につきましては、一部事務組合の負担金のうち、リサイクルプラザの職員を飯塚市より派遣するよう1名予算計上しておりましたが、組合雇用の会計年度任用職員に変更になりましたので、人件費を精査した結果、946万1千円を減額要求するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この20ページに戻りますと、減額補正が1291万7千円ですので、先ほど言われた946万円余との関係はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

先ほど歳入と歳出のほうでご説明さしあげておりますが、正規職員が1名減となった代わりに、会計年度任用職員が1名増となっております。その差額が、この歳入と歳出の差額ということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1291万7千円の内訳について、ちょっと分かりにくいですね、その差額という点だけで言えば。だから本人がもらう分だけではもちろんないでしょうけど、もう少し分かりやすく、幾ら引く幾らが1291万7千円というふうに言えますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

歳入のほうで申しますと、当初予算では12名分の人件費として、8383万6千円を予算計上しておりました。これは歳入の負担金の受入分でございます。しかしながら、今回の補正で計上している予算額7091万9千円につきましては、正規職員が1名減となった分、それから、ほかの職員の人事配置の結果による給与の差額、給与額が変わりますので、その差額、その合計の1291万7千円について減額補正をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ほかの職員というのは、ふくおか県央が配置する会計年度任用職員のことをおっしゃっているんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

失礼いたしました。ほかの職員というのは、当初予算の12名から1名配置できなかった11名分について、人事異動で人が代わったりということで差額が発生したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1名が配置できなかったというだけではなくて、人が異動で代わっているのです、その方々に関わる人件費がリセットになるというようなことですかね。でも、ちょっと数字はどこかできちんとしてもらいたいと思います。

それから、先ほどからふくおか県央施設組合に派遣ということなんですけれども、この派遣に関する協定はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

派遣職員につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、派遣先のふくおか県央環境広域施設組合と、毎年度、派遣職員の給与や服务等の取扱いを定めた派遣職員の取扱いに関する協定書を締結し、その協定書に基づき派遣をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

短く聞きますけれども、その協定の中で、服務についてというところがあると思うんだけど、職務に専念する義務の免除の承認というのはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

職務に専念する義務の免除の承認につきましては、乙の関係規定、乙というのがふくおか県央環境広域施設組合ですけれども、そちらの関係規定を適用して組合のほうが行うようになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、飯塚市の職務をするわけではないので、職務専念義務は免除になっているというような意味合いですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

組合のほうで、この職務に専念する義務の免除に関する規定がございますので、そちらの規定を適用して、その内容で、その規定に基づいた承認が行われているということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

少し分かりにくいんですけど、この協定によって、組合に派遣された職員は、職務専念義務を負うわけですか、負わないわけですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

失礼いたしました。飯塚市職員であっても組合の職員であっても、どちらも地方公務員法の適用を受ける職員でございますので、どちらも職務専念義務の免除の承認、こういった規定につきましては適用されることになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

営利企業等の従事の許可についてはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

先ほどの職務に専念する義務の免除の関係と同じでございます、こちらも組合の関係規定を適用するようにいたしております。こちらも同じ地方公務員法で規定される職員ですので、同様でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

営利企業等の「等」とは何でしょう。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

営利企業等の「等」とは、営利団体の役員等を兼ねること。それから、自ら営利企業を営むこと。それから、報酬を得て事業または事務に従事すること。こういったものを含むものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうしますと、飯塚市から派遣される職員は、職務専念義務免除の承認があり、そして営利企業等の従事を許可されるという場合があるということですね。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この際ですから、実情はどうなっておるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

組合のほうで承認等を行っておりますので、申し訳ございません、飯塚市のほうでは把握いたしておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

協定書によって、毎月の派遣職員の活動状況、仕事のし具合については、報告してもらうようになっていますでしょう。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

協定に規定されておりますのが、勤務状況、健康状況等の報告でございまして、この勤務状況というのは出勤状況、それから、健康状況等については報告を受けるようにしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それとの関係で先ほど言ったように、職務専念義務の免除及び営利企業等への従事の許可について明らかになるのではないんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

職務専念義務に関する休暇、これについては出勤簿等で確認できるかと思います。ただし、営利企業等の許可につきましては、私どものほうで把握できるものではございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

協定書によれば、７、服務、（２）の中で、先ほどから言っている２点については、甲乙協議の上、乙の関係規定を適用して、乙が行うと書いてあるでしょう。だから甲乙協議の上で、今言ったようなことになるわけですから、飯塚市長が把握していないと、人事課が把握していないというのはあり得ないことだと思いますが、どうなんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

この甲乙協議の上というのは、後段にある乙の関係規定を適用するということを協議したものであるというふうに理解いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここには、先ほどから述べている2点につき、その許可については甲乙協議の上というふうに読むわけですね。違いますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。人事課長。

○人事課長（落合幸司）

大変失礼いたしました。甲乙協議の上、乙の関係規定を適用して乙が行うということになっておりますけれども、現時点で、乙のほうから協議の申出がございませんので、そういった状況となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

状況はきちんと派遣元の飯塚市長において把握できるようにしておく必要があると思います。

補正予算書の22ページ、市営住宅使用料ですけれども、補正の理由を伺います。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

市営住宅使用料につきましては、毎年度、8月末時点の調定額と過去の徴収率を基に予算額の見直しを行っております。今年度につきましては、8月末時点の調定額が5億2109万6千円で、過去5年間の平均徴収率が95%のため、補正時点での予算額を4億9504万1200円と見込み、当初予算額5億428万4千円との差額である924万3千円の減額補正をしたものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この減額については、空き家募集を見込んでいた分だけしていないという事情があるのではないですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

空き家につきましては、適宜補修を行い募集をかけていますので、そういった意味ではありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当初予算計画に基づいて行っておるかということなんですかね。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

当初予算を見込む際に、毎年度の減少率だったり、調定率だったり、それを基に行っております。今回の減額補正につきましては、退居の数が予想以上だったということで減額になったのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

管理戸数の状況を伺っていいですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

本市が管理する市営住宅戸数は、令和6年11月末現在で4306戸、うち入居戸数は2747戸、その差は1559戸が空き家となっており、入居率は63.79%となっております。

この1559戸の空き家の内訳としましては、長寿命化計画に基づき、老朽化が著しく現在の入居者の退去をもって団地全体の用途を廃止するため、公募を停止している政策空き家が597戸、建物の損傷が激しく補修が不可能な状態となり、公募を停止している住宅は28戸、簡易な補修を行うことで、今後、公募に出せる住宅が934戸であり、公募を停止している住宅を除いた実質的な入居率としましては74.62%となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実際に空き家募集ができる条件のある住宅について、部落解放同盟の了承がなければ公募できない住宅がまだ残っていますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

部落解放同盟の了承がなければ公募ができない住宅はまだ残っていますが、本市としましては、地域における施策ニーズの実情を確認するとともに、一般公募に向けた取組として新たな地域コミュニティの構築を目指す地域の選定としての協議を続けております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

部落解放同盟の了承がなければ一般公募できないというのは、市の住宅条例違反ではないんですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

住宅課としましては、飯塚市市営住宅条例第9条第2項の公営住宅に入居させる必要があると

認めるものについては、優先的に選考して、市長が割当てをした公営住宅に入居させることができるということで手続を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私の質問は、部落解放同盟の了承がなければ公募できない住宅があるという現実、市の住宅条例違反ではないのかという質問です。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

平成14年度以降は一般対策に対応するものであることと記されておりましたけども、地域コミュニティの維持と安定向上を図る上で、本市には当面必要な措置として、飯塚市市営住宅条例並びに飯塚市市営住宅条例施行規則に基づく優先入居を適用させております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのことと、一般公募するのに部落解放同盟の了承が要するというのは関係ないことでしょう。同和対策事業が終結したのは2001年度ですよ。だから当分の間とかいろいろ言っているけど、5分の1世紀もそうした不正常な事態を続けて、これはいつやめるんですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

本市におきましては、国の通知に基づき、依然として住宅に係る施策ニーズがある場合においては、当該措置の継続はやむを得ないと考えております。地域事情にも差異があることからすれば、具体的にいつまでとの期限の設定は、現時点では難しいものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

質問と答弁のどこがかみ合っていないかというと、答弁は、部落解放同盟の推薦による優先入居のことを言っているわけですよ。私は、一般公募が部落解放同盟の了承がなければできないという現実が条例違反ではないかと指摘しているわけです。だから全然かみ合っていない。

それで27ページ、相田公営住宅建替事業について、交付金の減額理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

地方債に係る先ほどの答弁と同様の理由になりますが、令和6年度分の社会資本整備総合交付金が要望額に対し下回って配分されたため減額補正を行うものです。

なお、令和6年度分の社会資本整備総合交付金の要望につきましては、要望額を精査した上で、満額配分になるよう事務手続を進めることとしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は地元の皆さんと一緒に福岡県を訪ねて、相田公園を廃止してまで建て替えをしなければ、この規模でやらなければならないほどの事情はないのではないか、ダウンサイジングとか考えられないのかという話をしに行ったことがあります。そのときは社交金が飯塚市のそれに対しては

廃止になりますという関係だったんですけど。進捗状況を伺います。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

令和6年度における主な事業としましては、1棟目建設敷地周辺の家屋事前調査が完了しており、現在、地域の安全安心に努めながら、造成工事に着手をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福祉の拠点の一つである公営住宅の建て替えに当たり、周辺住民のきちんとした同意、合意もなく着工したということになりますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

市としましては、これまでに旧相田公園の存続を望まれる旧公園の隣接者の方々の要望を受け、建設計画を見直し、公共事業の観点から比較・検証し、最終的な建設計画を決定した後は、決定の経緯も含めて地域の皆様へご説明した上で、本事業に着手をしております。

旧公園の隣接者の方につきましては、こうした説明を通じ、事業への理解を求めており、令和6年度におきましても、個別に協議を行い、その席上では理解をいただけませんでしたが、それ以降の面接のたびに、継続して事業へのご理解を得るために説明等は行っております。現在まで事業へのご理解をいただくことには至っておりません。

担当課としましては、事業工程の遅れを最小限にとどめ、一日でも早く1棟目の建設ができるよう努力するとともに、今後も地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、誤解などが生じることのないよう丁寧な説明に努め、事業へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

リニアモーターカーの建設工事でも、静岡とか、関連の自治体がちょっと待ってくれと言ったときに待っているじゃないですか。福祉の拠点を造るというのに、しかも箱物を造ればいいというわけじゃないでしょう、住宅は。地域のコミュニティー、そういう空間をつくる仕事だと思うんだけど、それを周辺住民の合意なく着工し、続けているというのは、なじまないのではないかと思います。

それから、ちょっと戻りますが、22ページにグラウンドゴルフ場使用料があります。説明を求めます。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

グラウンドゴルフ場の使用料について、ご説明させていただきます。本年11月1日にグラウンドオープンいたしました。この件で、1か月当たり1500人を見込んでおりまして、その方々が市内料金の200円をお支払いした場合ということで月30万円となります。これが11月から来年3月末までの5か月間ということになりますので、30万円掛ける5か月で150万円を見込んだものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4億8千万円をかけて、奪われていた市有地を取り戻した所に建てたわけですがけれども、桂川のグラウンドゴルフ場とリンクして利活用されれば、もっと使用が伸びるのではないかと思いますけど、ここは食事ができるんですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

飲食については可能な場所ということで、大丈夫でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今からどんどん使っていかれると思いますけど、来年の春頃は子どもも目の前の大将陣公園を使うと思うけど、春には桜も咲いてすばらしい空間ができると思うんだけど、その頃に感染性医療廃棄物、300日、24時間稼働の工事が始まっておったとか、それから何年かたったらもう燃やし始めるとかというようなことになると具合が悪いので、前市長が、ゆゆしき事態だと、桂川との連携、それから後手に回らないようにというふうに言っていましたけど、このグラウンドゴルフ場をよりよいものにしていく上で、この点についてはどういう検討をしたのか、検討しているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

川上議員、ただいまの質問については、補正予算の内容から離れていると思いますので、元に戻してください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

別のところで議論してください。

それから、28ページ、飯塚駅周辺整備事業、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

社会資本整備総合交付金のうち、飯塚駅周辺整備事業につきましては、関連いたします歳出の106ページ、菰田・堀池地区活性化事業費と併せてご説明いたします。歳出につきましては、事業費の確定による不用額の減額と、駅前広場東口整備工事の令和7年度への延伸及び電柱等移設の前倒しによる補正を計上するものでございます。これに伴いまして、歳入の社会資本整備総合交付金につきましても、減額補正をするものでございます。

また、社会資本整備総合交付金においては、補助対象経費の変動に係る予算額と交付決定額の差額を起債に振り替える補正を計上いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは交付金が減額したために工事ができないと、事業ができないということなのか。事業ができないので、交付金が減りますということなのか。どういう関係でしょうか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

交付金につきましては、現状で60%ということで内示が出ておりますけども、工事につきましては、交付金が減ったからできないということではなく、西口広場については予定どおり発注しております。東口につきましては、JRとの協議、スケジュール調整等の関係で令和7年度に延伸したということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業費ベースで進捗状況はどのくらいになっていますか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

飯塚駅周辺整備事業の進捗状況につきまして、事業費ベースでお答えいたします。12月補正予算後の令和4年度から令和8年度の5か年計画の全体事業費の見込みは約41億2千万円となっております。

令和4年度、令和5年度は、旧卸売市場周辺の道路整備事業、それから菰田・堀池公園整備事業を実施し、決算額合計6億9563万3千円で、事業費ベースの進捗率で申し上げますと約16.8%。令和6年度につきましては、駅前広場整備事業、駅舎・東西自由通路新設事業、菰田西公園整備事業等に着手し、今回の12月補正を踏まえた決算見込額は5億4672万4千円となり、令和4年度から令和6年度の3か年の決算見込み合計につきましては、約12億4235万7千円、事業費ベースで申し上げますと進捗率は約30.1%となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書29ページ、子育てのための施設等利用給付交付金、減額の理由、事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

減額の理由といたしましては、歳出の補正予算で計上しております幼稚園費、施設等利用給付費の減額によるもので、主な理由といたしましては、利用者数の減によるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

すぐ下にあります、同じく29ページの子どものための教育・保育給付交付金については増額です。事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

増額の理由につきましては、歳出の補正予算で計上しております幼稚園費、私立幼稚園施設型給付費の増額によるもので、主な理由といたしましては、公定価格の上昇を見込んだ分と認定こども園の年間児童数が増えたことによるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書31ページ、高齢者社会活動推進等事業費補助金、老人クラブ連合会活動推進事業費補助金、減額の事情をお願いします。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

減額の理由をお答えいたします。高齢者社会活動推進等事業費補助金は、老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき、市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し、市が行う助成事業について、福岡県から交付されるもので、補助率は3分の2となっております。

当初見込みに対し、主にクラブ数及び会員数が減少したことにより、市が行う助成事業が減額となりますので、それに伴い減額補正を行うものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

33ページ、病児保育利用料無償化事業費補助金については増額です。事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

増額の事情につきましては、病児保育施設の利用者が当初見込んでいた人数から増となったためでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

34ページ、中畑ため池しゅんせつ工事、どういうことをやったのか、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

中畑ため池しゅんせつ工事は、福岡県の農村環境整備事業費補助金を活用して事業を実施しております。今年度の補助金として、当初1500万円を要求しておりましたが、令和6年8月に、1102万5千円で交付決定通知があり、要求額より397万5千円の減額回答であったことから、今回、減額補正を行うものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは工事が終わると、その補助金を出した福岡県に報告することになりますか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

県に完了報告書を提出し、後に履行確認ということで、福岡県のほうが検査を行います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつ検査になりますか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

日時についてはまだ未確定ですが、年度が明けてからの検査になろうかと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは4月以降という意味合いですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

そのとおりです。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この工事の中で、しゅんせつ工事ですから土砂がテーマですけれども、このしゅんせつ土砂の処分はどこで行ったのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

飯塚市筑穂元吉８７２番地３３の一部分、有限会社中尾建設の開発区域内となっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

隣に野見山産業の土砂処分地があるけれども、そこではなく、その用地造成工事の開発許可区域内に持ち込んだのは、どういう事情ですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

建設発生土処分地の選定につきましては、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例に基づく福岡県知事の認可、または同条例の別表第１に掲げる法令等の許可、認可、その他これらに相当する行為を受けて土砂埋立て等を行う処分地から選定することとなっております。有限会社中尾建設の飯塚市元吉の開発区域は、土砂処分地として選定が可能となる福岡県知事より開発行為の許可を受けており、飯塚市としましても建設発生土の受入地として拒否できないことから、受注者には隣接して土砂搬入中止命令が発出されていることを伝え、ダンプトラックの運転手に周知するとともに、受注者及び市の担当職員も現地で搬入先の確認を行うことで建設発生土処分地計画を受理しております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

一般質問でも申し上げましたが、そのしゅんせつ汚泥が用地造成工事に利用できるという判断は、どういうことなんでしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

国土交通省で規定する土質区分基準では、第４種建設発生土、コーン指数２００ｋＮ／ｍ<sup>２</sup>以上と規定があり、固化材を添加することで基準値を満足することを確認しております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

もともと汚泥なんです。利用不可なんです。今言われたとおり固化材を入れて第４種にしても、その場合でも用地造成には不利ではないんですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

一応、第4種建設発生土ということで確認しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。それこそ先ほど言われましたように、一般質問でもやったところですので、そろそろ補正予算のほうにお戻してください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この第4種になったかどうか分からない土砂が、全てこの計画地に持ち込まれたのは、どうやって確認しましたか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

開発行為の計画平面図を基に、令和6年10月11日に受注業者、受入地管理者、飯塚市農業土木課の3者で現地確認を行っております。また、業者と飯塚市で、そのほかに10月25日、受注業者のほうで10月18日、19日と現地確認を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県に先ほど完了報告をすると、土砂の処分を報告することになりますけれども、ダンプ1台でも、土砂処分計画地、開発許可区域以外に持ち込まれた場合はどういうことになりますか。

○議長（江口 徹）

川上議員、先ほどお話ししましたが、一般質問でもされておりますし、補正予算の質問とはちょっと関連がないと認められますので、どうぞ、次へお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の質問は、補助金の減額に関わって、減額補正に関わって質問しています。補助金ですから、福岡県にこういう工事をしました。間違いなく適正に、法にもとることなくやりましたという報告をしないといけないわけでしょう。だから、補助金に関わる質問になっていますので、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

今の分に関しては、補正予算とは離れておるという判断をいたします。どうぞ、次をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金を出した福岡県に完了報告する場合、どういった内容のものを出すわけですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、その辺りは一般質問等をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

土砂処分を行っているわけだけど、計画書のとおりでない場合は、報告が事実と異なる場合については、どういうことになりますか。

○議長（江口 徹）

川上議員、再三申しておりますが、その部分に関しては補正予算の審議とはちょっと離れていると考えますので、次へお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

最後まで質問を聞かないで、そういうふうに言ったら具合悪いよ。

もし、1台でも2台でも別の所に持ち込まれた事実があった場合は、補助金返還の対象になるかと、これなら、議長、いいでしょう。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

この件に関しては、今、質問議員の言われた件につきましては、県のほうに問い合わせた事例がございませんので、今、ここではお答えできません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その場合は、ペナルティーを受けた上で補助金の返還対象になると思います。住民監査請求の対象にもなると思います。

次に、36ページ、地域活動指導員設置事業費補助金について事情を伺います。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

本補助金は、前年度の補助金額2039万3400円で当初予算に計上しておりましたが、令和6年6月21日付で、県より令和6年度の補助金額2043万400円の決定通知がございまして、額が確定しましたので、その差額である3万7千円を増額補正したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3万7千円を増額の根拠は何ですか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

この差額の3万7千円につきましては、毎年の県の予算額におきまして、県が市町村の配分額を調整する中で生じたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、3万7千円という数字はどこから出てくるのかということを、さっきから聞いているじゃないですか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

繰り返しになりますけれども、この3万7千円につきましては、県が市町村の配分額を決定する中で生じた差額でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算書に基づいて補助金申請したんでしょう。それは福岡県の3分の2のルールから離れて申請したんですか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

この県の補助金につきましては3分の2でございますけれども、県の補助金の事業費の上限額

がございますので、その3分の2ということで申請したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この設置事業はどういうことをするんですか。1番から5番までであると思うけど。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

こちらの地域活動指導員につきましては、職務といたしまして、県が定める設置要綱に基づきまして5項目の職務がございます。1番目は、様々な生活体験活動、社会体験活動などの計画・指導。2番目としまして、ボランティア活動などを通じた社会参加活動。3番目に、子ども会における学習活動に対する企画立案など。4番目といたしまして、家庭、地域の教育力の向上、地域人権教育等の企画立案。最後に、その他、子どもたちの生きる力を育むための活動という5本の職務でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

解放子ども会は、1から5の間のどれに入るんですか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

そちらにつきましては、4番目の家庭、地域の教育力の向上、人権教育啓発活動に関する企画立案及び指導でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金を申請よりも3万7千円余計にもらったんだけど、配置状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

配置状況でございますが、交流センター及び人権啓発センターに合計12名を配置しておりまして、配置場所の内訳でございますが、穂波交流センターが3名、筑穂交流センター、庄内交流センター、颯田交流センターが各2名ずつ、それと立岩人権啓発センターにつきましては3名、合計12名でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事業の本市の関係規則を紹介してください。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

こちらにつきましては、本市の関係要綱等はございませんで、県の設置要綱に基づいて行っている事業でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この事業は旧飯塚市では平成１４年、同和対策事業が終結した翌年度からスタートしています。規則もなしに、今日まで２０年以上続けているんだけど、今言われた福岡県の地域活動指導員設置要綱というのは、いつつくられていますか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

こちらにつきましても、同じ平成１４年４月１日からの施行となっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それで、地域活動指導員の採用基準はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

地域活動指導員の採用基準につきましては、福岡県の地域活動指導員設置要綱第２条に沿いまして、教育に関して豊かな見識と意欲を有すると認められる者の中から任命することとなっております。採用に当たっては、これまでの経験や社会教育活動等に対する意識などを重視しているものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

部落解放同盟の幹部あるいは団体から、この方を推薦したいというふうに相談があったときは、話は聞きますという趣旨の答弁が会議録で確認できます。今もそういう考え方ですか。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

こちらの採用に当たりましては、口利きや推薦があつてはならないと考えているところでございます。もし仮に、そのような要求があつたといたしましても、受け入れることなく、今後も、今申し上げました採用基準に基づいて、採用については可否を判断していきたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

申し訳ない、答弁の後ろのほうがよく意味が分かりませんでした。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

失礼いたしました。実際にそのような話があつたといたしましても、要求があつたといたしましても、そういった話を受け入れることはなく、今後も、先ほど申し上げました採用基準に基づきまして採用の可否を判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

不当要求があつたということになるじゃないですか、その場合。解放同盟ないし解放同盟の幹

部から、この方をどうにかしてくれというふうに言ったということは不当要求に当たりますよね。不当要求があっても、それに左右されることなく判断してまいりますという答弁でしょう。そういう答弁でしょう。

○議長（江口 徹）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

すみません、繰り返して申し訳ございません。教育委員会といたしましても、地域活動指導員の採用に当たっては、口利き、推薦等は当然あってはならないものと考えているところでございます。したがって、仮にそのような要求があったとしても、そういった話は受け入れることなく、今後も地域活動指導員の採用基準に基づいて採用の可否を判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不当要求があった場合は、市の内部でこういった不当要求があったということを情報共有して、まず、厳重な対応を団体ないし個人に対して行うべきであって、後ろのほうで、左右されないというのは当たり前のことじゃないですか。不当要求に対して毅然たる態度を取るというのが、今の答弁の中にはないわけです。

だから、最初に指摘した、話を聞かないわけにはいかないというような過去の答弁、話をまずは聞きますみたいなことが相手に伝わっているわけです。だから、話は聞いてくれるぞと。言うことを聞くかどうかは分からないけどと。

言うことを聞いた場合でも、受け入れた場合でも、受け入れたかどうか分からないじゃないですか。そうでしょう。だけど、答弁としてはとんでもない答弁だと。不当要求があった場合はとか、あり得ないということを指摘しておきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

静粛をお願いいたします。11番 川上直喜議員。どうぞ、質疑をお続けください。（発言する者あり）静粛をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

42ページ、NPO法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会解散清算金、経過を伺います。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会は、平成26年6月3日に設立されております。令和2年7月21日、改善命令違反、特定非営利活動促進法第43条第1項に伴い、福岡県より認定の取消しを受けております。法人の清算につきましては、代理人の弁護士が当法人から委任を受け、実施してまいりました。令和6年8月16日、全ての清算手続が終了したことに伴い、同法人の定款第53条に基づき、残余財産につきましては飯塚市が受入れをしたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正額は508万7千円となっています。入ってくる清算金がね。これの根拠はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

残余財産につきましては、現金のみで508万7630円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

総額で508万7千円のお金を飯塚市がもらう理由は何ですか。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

先ほど答弁させていただきましたが、定款の第53条に、法人が解散した場合に飯塚市に譲渡するものとするというのがございます。それに基づいて飯塚市が受入れしたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、なぜそういうものがあるんですか。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

特定非営利活動促進法第11条の中に、法人が解散する場合には、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるというふうな規定がございまして、先ほど言いましたNPOの定款の第53条の中に、解散した場合は、残りの財産は飯塚市に譲渡するものとするというふうなことから、受入れをしたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なぜ飯塚市に譲渡するということになるのかということなんですよ。なぜ飯塚市なんですか。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

繰り返しの答弁になりますけども、法律の第11条の中に、法人設立の前に、残余財産につきましては規定を設けることというのがございまして、当NPO法人の定款の中に、飯塚市に譲渡するというふうに先方が決められているものでございます。（発言する者あり）

申し訳ございません。先ほど言いました法律の中に、選定される者の中には、国または地方公共団体、公益社団法人または公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人となっております、その中から、先方の法人様が飯塚市に譲渡するものとするというふうに規定したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市に関わりなく、解散した場合は、飯塚市に残余財産は渡すと書いているわけですか。飯塚市は関わりなく、そう書いてあるわけですか。規定したんですか。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

設立当初、関わりがあるか、ないかというのはちょっと確認はできておりませんが、設立の際の定款の中に、飯塚市というふうに記載されているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そんなことで508万7千円もらうんですか。相手がくれると言うからもらったということですね。

それで、認定の取消しはどのような理由なんですか。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

一番最初に説明させていただきました、繰り返しになりますけど、改善命令違反となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それだったら、何も分からないじゃないですか。命令があったんでしょう。誰から誰に、誰には分かるけど、誰から命令が、どういう内容のものが、いつあったのか。それに違反したということでしょう。

○議長（江口 徹）

市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

令和2年7月21日に福岡県より改善命令違反ということで認定の取消しを受けております。

（発言する者あり）

すみません、失礼しました。まず最初に、第41条第1項の規定に基づく報告徴収、これが令和元年12月6日付で福岡県より出ております。それに回答をしていないというのが1点でございます。そのあと、処分に対する違反に該当するということで、それに対しても、回答しないというところで、令和2年3月6日付で、再度、福岡県のほうが改善命令を行ったけど報告をしていないということになります。それを踏まえまして、令和2年7月21日に違反という形になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう部長が答弁しないと、ここにおる人みんな困っているじゃないですか。何があって、報告が求められ、どういう改善の命令が出たのか、一番分かっている人が答弁しないと。お願いしますよ。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

ただいま担当課長が申しますように、県のほうから改善命令が出て、NPO法人につきましては、毎年度、会計報告等の義務がございまして、それに対して再三の県からの申入れにかかわらず、届出をしていないという形で、私は報告を受けております。

そういった関係が、先ほど担当課長が答弁しましたように、幾度と繰り返された結果、最終的に、令和2年7月22日に福岡県より設立の認定の取消しの通知があっているという形でお聞きしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会計報告ですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

先ほど言いました当法人の認定の取消しの理由でございますけど、毎年する報告書に関して、報告していなかったというのが一番の要因でございます。それに伴い、令和元年12月6日付で、県から文書が発出しております。また、令和2年3月6日付でも県から報告してくださいという文書、改善命令を出しておりますけど、それでもやられていないということで認定の取消しに至ったということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

出さなかったものは、先ほど部長は会計報告と言われたと思うんですよね。それは正しいんですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

申し訳ありません、一般的に会計報告という形でご答弁させていただきましたけど、正式には事業報告、決算報告という形になろうかと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

考えているのではちょっと困るけど。

43ページ、福岡県後期高齢者医療広域連合剰余金、ということなのか、仕組みを説明してください。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

福岡県後期高齢者医療広域連合が行う事務に対して、一般会計が全額負担して事務費相当額を後期高齢者医療特別会計に繰り出し、広域連合納付金として納めております。この事務費については、広域連合で予算を算出し、県内60市町村の人口割額46.5%、高齢者人口割46.5%、均等割7%で算出され、各市町村に通知されます。被保険者の増加に伴い、事務費も増加傾向で、令和5年度では5146万1805円を負担しております。

しかし、広域連合の令和5年度事業において、国庫補助額の増加、執行残の増加、電算システム賃借料が安価になった等により、県全体で約3億2千万円の返還金が生じ、先ほどの割合で額が確定し、受入れを行うものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市からもこの組合の議会に議員が出ていると思いますけれども、いずれにしても、この事務費負担金がかかるとも過大であったのではないかと心配するんですね。これについて、総務委員会で審査してもらいたいというふうに思います。

次に、52ページ、幸袋交流センター等整備工事周辺環境影響調査委託料、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

今回の補正につきましては、幸袋交流センター等の施設整備工事に係る周辺環境影響調査に関するものになり、当該地においては、令和2年度に旧目尾小学校の校舎及びプールを解体するに当たり、調査対象となる家屋等に対して事前調査を実施しており、その後、幸袋交流センター等の整備工事が令和5年度末をもって完了したことから、事後の影響調査の対象となる20件の周辺家屋等に対する調査経費の予算を計上しておりましたが、今年度、当該20件の周辺家屋等を訪問し、事後調査の要否を確認したところ、18件は調査不要という回答を得たことから、不要分の調査経費を減額するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

61ページに市税等催告業務委託料（債務負担行為分）があります。説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

この業務につきましては、市税等の現年度の未納がある方を対象に、事業者の方が電話や訪問、文書催告等の作成・発送の納付勧奨や経過記録を作成していただいておりますが、今回の補正につきましては、当初予算時は1824万6千円でしたが、入札の結果、執行額は1722万7760円となりまして、101万8240円が減額となったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

徴税吏員でもないのに、民間の会社が徴税行為を行うのはどういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

市税の徴収率向上や滞納を防止して納期内納付をしていただいている納税者の方の税負担の公平を図っていく中で、納税者が納期限までに市税を完納しない場合、督促状を発送して、それでも納付がない場合は、財産を差し押さえなければならないとされておりますが、その滞納者に対し、強制的な処分に至るまでの電話催告や文書催告、臨戸訪問等の納付勧奨を、徴収業務に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用してアプローチを増やし、事務を集中的に行うことで、滞納処分に至る前の納付を増加することができるということで、このことにつきましては、平成17年と19年に総務省自治税務局より地方税の徴収に関する民間への業務委託の推進などの通知がなされているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託している事業は徴税行為ではないんですか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

委託している内容につきましては電話催告、文書催告、臨戸訪問という形でアプローチを増加させているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、臨戸訪問までして、これは徴税行為とは言わないんですか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（松本日出登）

税金のほうの徴収をすることがないので、徴税行為とは言いません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

67ページ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、補正理由及び金額の根拠を伺います。

○議長（江口 徹）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

このたびの補正は、令和6年9月10日をもって申請受付を終了し、事業が完了したため、執行残等の不用額を減額補正するものでございます。金額の根拠でございますけども、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給件数は2268件で、執行済額は2億2680万円となっており、既決予算額2億3千万円に対する不用額320万円を減額しております。

また、子ども加算につきましては、支給件数は476件で、執行済額は2380万円となっており、既決予算額3千万円に対する不用額620万円を減額しております。その他、需用費及び委託費につきましても執行残を減額しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本来ならこの給付を受けることができる立場の方で、受けることができなかったという方々の人数は把握していますか。

○議長（江口 徹）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

非課税世帯のほうの世帯としては206世帯です。それから、子ども加算の対象としては28人が、実際に受け取られていない方というふうになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業実績をどういうふうに評価していますか。

○議長（江口 徹）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

これはかなりの数に行き渡っておりまして、物価高騰対策には寄与しておると評価しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

誰一人取り残さないと胸を張れなかったということです。

70ページ、シルバー人材センター補助金について、160万円の増額の根拠を伺います。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

増額補正160万円の根拠ですが、補助金の算出に当たっては、令和6年度高年齢者就業機会確保事業、シルバー人材センター事業の執行方針により算出され、会員数の増加割合に応じた加算が設けられており、令和5年11月末時点の会員数と、令和4年11月末時点の会員数とを比べ、その増加割合に応じて加算されるものです。

内訳としましては、全体会員数が538人から613人に増加し、その増加割合に対し120万円の加算、女性会員数が199人から232人に増加し、その増加割合に対して40万円の加算、合計160万円の加算となり、今回の増額要求となっているものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

シルバー人材センターの定期総会5月において、既にこの160万円が計上されていることについては、どういう説明になりますか。160万円を含んだ補助金が計上されていることについては、どういう事情でしょうか。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

公益社団法人飯塚市シルバー人材センターに対しては、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会より、令和6年4月5日付通知文書「令和6年度連合交付金（シルバー人材センター事業費補助金）内示額について」の通知があり、本市宛てには、令和6年5月9日付、福岡労働局職業安定部長から各関係市町村長宛ての通知文書「令和6年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）の内示について」の通知がっております。

その後、飯塚市シルバー人材センターとの協議を行い、国からの補助金は地方公共団体が応分の補助を行うことを前提としており、本市としましても、会員拡充に対する取組の成果として今回の補正を行っており、シルバー人材センターにつきましては、総会前に内示等がっておりますので、総会資料の中には掲載されていたものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今言った事情があったにしろ、飯塚市が予算化していないにもかかわらず、シルバー人材センターのほうで、その額を含む補助金を年間予算に計上するというのは適切ですか。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

先ほどお伝えしましたように、国からの内示があった中で、国からの内示分だけを上げるのではなくて、応分の負担を市が補助することが義務づけられておりますので、義務と言いますか、応分の負担をすることが前提となっておりますので、恐らくその辺で、シルバー人材センターのほうは予算計上されておったものと思います。シルバー人材センターのほうは、市の当初予算には計上しておりませんでしたので、今回の補正予算の要求から、上程し議決まで整った中での交付になりますので、その辺の確約等はいたしておりませんが、こういった予算計上をされておったものと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金を出す側と受け取る側の関係で、これが適切かということなんですけど。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

その分は十分にシルバー人材センター事務局のほうと、担当課のほうとしましても協議を進めた中で事務処理を進めております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

適切であるのであれば適切な根拠が要りますし、不適切ならば不適切の根拠が要りますよね。ただ、ここは曖昧にして走り始めると、禍根を残すかもしれないので、総務委員会でその根拠について審査してもらったかどうかと思っています。

それから、74ページ、保育士確保対策事業費、減額の事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

保育士確保対策事業費の減額の事情につきましては、補正の対象として3つの事業がございます。金額として2150万1千円の減額で補正予算を計上いたしております。

1つ目は、保育所等業務効率化推進事業費補助金で、当初予算時には4施設で事業費390万円の予算を計上しておりましたが、対象の4施設については、この事業を活用しない旨の回答を得ておりますので、補正予算にて全額落とすことにしております。

2つ目は、保育体制強化事業費補助金で、当初予算時には11施設で事業費2508万円の計上をしておりましたが、8月までの実績が6施設、今後の見込みを3施設といたしまして、年間9施設で事業費を1575万6千円、補正額が932万4千円の減額で予算を計上いたしております。

3つ目は、保育補助者雇用強化事業費補助金で、当初予算時には14施設で事業費4208万4千円を計上しておりましたが、8月までの実績は10施設、今後の見込みを3施設といたしまして、年間13施設で事業費を3380万7千円、補正額は827万7千円の減額で予算を計上いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

74ページ、子ども家庭総合支援員報酬、減額の事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（斎藤 浩）

減額の主な理由としましては、支援員に欠員があったため、補充するまでの間の未執行額を減額しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何月から何月が未配置で、その金額でしょう。ちょっとリアルにお願いします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（斎藤 浩）

4月から8月まで欠員がございまして、9月から補充しております。金額につきましては、報酬額を日額から時間単位にした関係もございまして、執務に応じた支払いとしたことなどの未執行額を減額しているため、金額的にはちょっと金額は合いませんけれども、4月から8月までの額を主に減額したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

75ページ、ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料、減額になっております。事情を伺います。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（斎藤 浩）

減額の主な理由としましては、当該委託に係る日常生活支援の当初見込み件数、8件を見込んでおりましたけれども、実利用者が少なかったことから、未利用者件数分を減額したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

80ページ、周辺環境影響調査委託料、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（日高政徳）

周辺環境影響調査委託料につきましては、穂波東保育所建設時において、保育所周辺の家屋に係る工事の影響について、事後調査を委託したものでございます。当初予算におきましては、事前調査を実施した9件を事後調査の対象とし、1740万3千円を計上しておりましたが、事後調査の実施に当たり要望調査を行いましたところ、4件から事後調査は必要なしとの回答を得たことから、調査対象が5件となりましたので、入札執行残の88万8千円を減額するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

80ページ、児童センター・児童クラブ運営事業費、減額の説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

児童クラブ運営事業費では、3つの費目で補正を行っております。まず1つ目は、保護者郵送用封筒の印刷製本費の執行残を2万6千円減額しております。2つ目は、令和6年10月からの郵便料金値上げに伴い、通信運搬費を10万8千円増額しております。3つ目は、保護者がコンビニエンスストアで利用料をお支払いする際に発生する手数料について、前年度同期間の件数に対して増加が見られるため、コンビニ収納代行手数料を1万4千円増額しております。

次に、児童センター運営事業費につきましては、電気設備保守業務委託料を6千円、消防設備保守点検委託料を8万6千円、浄化槽保守点検委託料を2千円減額しております。これはいずれも契約額確定に伴う執行残の減額となっております。

また、委託先の職員が防火管理者となるための講習会参加受講料を計上しておりましたが、防火管理者の変更がありませんでしたので、研修講習会負担金8千円を減額しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このうち、児童クラブに関わるものはどれになりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

児童クラブに関わりますものは、印刷製本費、通信運搬費、コンビニ収納代行手数料となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その3つについては、青少年健全育成会との負担区分はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

こちら全て市の負担となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当初のルールに基づいてこの負担になっているわけですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

81ページ、放課後児童健全育成事業費県補助金返還金、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

補正理由といたしましては、補助金申請の際、支援員の人件費が未確定のため、当初予算額に

て申請を行い、概算払いにて補助金の受入れを行っておりますが、令和5年度末に人件費の支払い等が確定後、実績報告額が確定したため、受入額との差額1448万円を返還するために計上しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当初予算時では、支援員については何人で積算したんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

支援員は127名となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在、何人ですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、すみません。この質問を保留にして、ほかのところからいいですか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

92ページ、久保白ダム土地改良区補助金、目的、理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

久保白ダム土地改良区補助金につきましては、久保白ダム共同施設及びダムに付帯する農業用水のかんがい施設等の維持管理を行う久保白ダム土地改良区の安定的かつ円滑な運営及び施設の適正な維持管理に資するため、同土地改良区に対して補助金を交付するもので、その内容としましては、維持管理費に対する補助、事務費に対する補助、ダム共同管理費負担金並びに施設費負担金に対する補助となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回の減額の理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

企業局が実施しております久保白ダムから津原揚水機場までの導水管更新事業の事業費につきましては、上水道用水と工業用水、農業用水でそれぞれ負担割合を案分しており、久保白ダム土地改良区は、農業用水の負担割合であります42.33%を負担しております。

今回、令和6年度に企業局が実施する津原導水管布設替工事（1工区）工事の1回目の入札が不調となり、その後、2回目の入札を実施したところ、令和6年度末までの工事完了が見込めなくなったことから、当該工事費に係る久保白ダム土地改良区の負担金額1億2023万円が減額となりましたので、当該負担金相当額を減額するものでございます。

また、久保白ダム土地改良区が管理する農業用送水管が漏水したことによる、漏水修繕工事の実施等により、維持管理費が199万6千円増額となりましたので、先ほど申し上げました1億2023万円の減額分と合わせまして、合計で1億1823万4千円を減額補正するものでござ

います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次の97ページに、工業用水道事業会計補助金の減額があるんです。これはどういうことですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

工業用水道事業会計補助金は、飯塚市工業用水道事業の円滑な運営と経営の安定化に資するため、飯塚市工業用水道事業者に対し、収益的収支及び資本的収支のそれぞれの収支不足額について、補助金を交付する事業です。

補助金の対象となる経費につきましては、支払利息、減価償却費、資産消耗費及び人件費といった収益的支出費目と、企業債償還金、改良事業費、新設事業費及び浄配水施設整備事業費といった資本的支出費目となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

久保白ダム土地改良区の関係の補助金、それから工業用水の関係の補助金、それぞれ皆減。減額としては全部落としたんですか。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

久保白ダム土地改良区補助金のうち、今回の津原導水管布設替工事に係る負担金に関しては全額減額しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

工業用水も同じですか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

同様でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと確認しますが、それは1工区分ですね。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

1工区工事の分でございます。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

同じく、1工区工事の分となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

しかしながら、皆減するんだけど、水道事業会計のほうは減額補正が見られないんです。それで、水道のほうはやる気なんですから、水道はやる気なのに、一般会計のほうで2つの補助金が皆減ということになると、どういう事情になるのか、ちょっと見解を伺います。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

担当課のほうの説明にもありましたが、令和6年度の支出が見込めず、その分は令和7年度に繰越しとなるため、一般会計では今回の減額補正を行っております。この補正額分につきましては、令和7年度の当初予算に計上する予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一般会計のほうの発想は分かりましたが、水道局というか、水道事業会計は困るでしょう。水道事業会計のほうは減額補正が見られないんです。その辺はどうなっているんですか、市長部局としては。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

工事については、工事費及び負担金については繰越しにて対応する予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第101号」には入っていないので、「議案第93号」で一般会計補正予算についてお尋ねしています。それで、その「議案第101号」水道事業会計のほうは減額補正が見えないんですよ。それで、俗っぽく言えば、一般会計から補助金がそういうルートを通じて来ることを前提にした予算のままなんですよ、見るところ。なのに、同じ12月議会に出す補正で、出すほうは全部落しましたと。もらうほうはそのまもらうつもりですということになっているんですよ。そして、この議案は、それぞれ武井市長が提出しているわけですね、「議案第93号」も「議案第101号」も。どういう考え方なのか、お尋ねしているわけですよ。市長に聞いているわけですね。水道局に聞いているわけじゃない。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

今回の12月補正に当たりまして、担当課のほうとは協議を行っております。今回の12月補正に当たり、最終的に10月中旬から下旬までの間で、12月補正予算の調整を行っておりますので、その中で、企業局との打合せのほうを行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

打合せをした。どういうふうに結論がついたのか、ついていないのか。そのところもいいですか。聞かせください。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

協議の中では、企業局内において、今年度の事業が令和6年度に完了が難しいというふう聞いておりまして、その分に関しましては令和7年度に、一般会計として、補助金を支出する予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、全部落としますということについて、企業局は理解しておるということですか。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはあとで「議案第101号」で聞いたほうがいいと思いますけど、それにもかかわらず、私の目には、「議案第101号」、水道事業会計のほうに、飯塚市が皆減する金額につき、減額補正をしたようには見えないんだけど、この議案は先ほども言ったように、市長がそれぞれ、同一人物、同一職責の者が提出しているわけです。これはちょっと事情がよく分からないので、経済建設委員会及び総務委員会でよく審査してもらいたいと思います。

それから、100ページ、サンビレッジ茜指定管理委託料（債務負担行為分）について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

サンビレッジ茜指定管理委託料について説明させていただきます。サンビレッジ茜指定管理委託料の内容といたしましては、昨年11月に人工芝スキー場で発生しました大規模停電によりまして、利用料が大幅に減収となっておりますことから、その差額分といたしまして2153万8千円を補填対象経費として支出するものでございます。

ただし、この補填分につきましては、年度末の決算額に応じまして、不必要と判断できる経費分については、精算の際に返還していただくこととしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

110ページ、常備消防運営事業費についてです。これは、事業費はどういう仕組みになっているのか、まずお尋ねします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

常備消防運営事業費につきましては、飯塚地区消防組合負担金としてのみの費用でございます。負担金の額につきましては、飯塚地区消防組合規約第11条第2項において、関係市町の負担金は、地方交付税法第11条の規定により算定されるそれぞれの関係市町の当該年度の基準財政需要額のうち、消防費の算定方法に準じて算定した額で常備消防費に相当する額を基準として分賦すると規定されております。

また、算定額につきましては、段階補正、密度補正や態容補正の３種類の項目を乗じた係数に、経常態容補正係数を加え、人口及び常備消防費分の単位費用を乗じて算出されたものとなっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

２５４９万６千円の増額ですけれども、補正の理由を伺います。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今回の補正につきましては、先ほど説明しました常備消防費分の単位費用の増、単価が１８８円増となっておりますのが主な要因でございます。また、その他、令和６年度に実施されました国の子育て支援策に伴う、児童手当制度改正に伴います消防組合のシステム改修費の国庫補助額６０万７千円についても、増額補正としております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

１１４ページ、適応指導教室運営事業費、減額補正の理由を伺います。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

補正理由といたしましては、いじめ・不登校問題連絡協議会委員報酬と費用弁償につきまして、委員会欠席者の不用額を減額するとともに、職員が使用するパソコンの老朽化により事務に支障を来しているため、新規購入に係る経費１８万２千円を計上しているものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

前市長が総合教育会議の議長を兼ねたときに、適応指導教室についてはオアシスと統合するというのを総合教育会議で提案して了承された経過がある。そのままではないかと思いますが、適応指導教室、その線からいうとどういうことになっているんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

適応指導教室とオアシスにつきましては、それぞれの環境の中で、現在、通級して学んでいる子どもたちがおりますので、これらの統合につきましては慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

総合教育会議で前市長が提案して、２人が賛成意見を述べていましたかね、反対もなく了承された内容だと思うけど。私は反対でしたけど。これはいつまでに結論を出すというようなことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、補正予算から外れていっているような気がしますので、元に戻していただいていいですか。１１番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

適応指導教室という名前は、いつまで使うつもりですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

平成28年度に義務教育機会確保法ができて、不登校児童生徒支援の目的が、学校への適応というところから、将来の社会に関われるような自立能力を高めるというところの支援になっておりますので、既に条例等で適応指導教室を教育支援センターというふうに変える条例については準備しておったんですけれども、併せて事業内容の拡充も現状に応じて必要というところになっておりますので、今のところ名称と事業内容を併せて検討しておりますので、できるだけ早急に名称の変更等はしていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

子どもの人権はあまり考えない名称だなと。条例でもこの名称ですね。

それから、116ページ、人権問題市民意識等調査委託料についてお尋ねします。入札結果を伺います。

○議長（江口 徹）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（坂口信治）

本業務につきましては、随意契約により、令和6年5月10日に契約を締結しております。契約の相手方は公益社団法人福岡県人権研究所でございます。契約金額は309万1千円で、予算額309万8千円から7千円の執行残があることから、今回、減額補正を行うものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

随意契約なのに、なぜ予算額どおりにならなかったのですか。

○議長（江口 徹）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（坂口信治）

予算金額よりも7千円安い金額で見積書のほうを契約相手方が提出されたことから、今回、執行残の減額を行っております。詳しい理由については、把握をしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当初予算額は誰でも知れる状態でしょう。それで、福岡県人権研究所は、なぜ7千円低い金額で契約を結ぼうと言ったんでしょうか。

○議長（江口 徹）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（坂口信治）

改めて契約相手方である福岡県人権研究所のほうで積算をされて、見積りのほうを提出されたものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、この市民意識等調査委託料になっているんですけど、この「等」というのは何が入っているんですか。

○議長（江口 徹）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（坂口信治）

この人権問題市民意識等調査につきましては、各種人権問題に関する意識についての設問を設けておりますが、その他に意見、要望を記入する項目を設けているため、予算の費目の名称として「人権問題市民意識等」と記載をしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

これは設計した飯塚市が「等」を入れたんですか。それとも受注した側が入れたんですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、補正予算の審議ですので、そちらのほうにお戻してください。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

これは委託料の名称ですよ。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

あくまでも補正予算です。補正予算で、金額の変更の部分ですので——。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 ３時５７分 休憩

午後 ４時０９分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後６時まで延長します。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

補正予算書の１００ページ、その他の観光費、宿泊税県交付金返還金７５万９千円について、事情を伺います。

○議長（江口 徹）

川上議員、もう一度、どこなのか教えていただいていいですか。ごめんなさい。

○１１番（川上直喜）

補正予算書の１００ページ、７款、商工費です。説明書きの一番下の欄に、その他の観光費、宿泊税県交付金返還金７５万９千円があります。これについて事情をお尋ねしたわけです。

○議長（江口 徹）

ちょっと待ってください。川上議員、ほかから行きましょうか。まだ残っている部分がありますか。あるのであれば、そちらからいきましょう。

今の分はちょっと保留にして、先ほど保留しておりました。児童クラブ支援員について答弁をさせます。学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

本年度の現在の支援員の数ですけれども、１３２名となっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうすると、当初予算１２７名から現在１３２名、プラスマイナスで５名増ということですね。この間のプラスマイナスを教えてください。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

５名増えている分ですけれども、短時間雇用している分で５名増えているようになっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それはプラス５ですか、マイナスはありませんか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

支援員全体の数でいけば、プラス５ということになっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

プラス５、プラスマイナスでしょうから、プラス何人、マイナス何人というのは、返還金に関わることでしょうから、お尋ねしているわけです。

○議長（江口 徹）

川上議員、今の分は、何ページのどの部分ですか。８１ページの県の返還金は令和５年度分だったかと思うんです。８１ページの放課後児童健全育成事業費県補助金返還金については、５年度分の精算という話でしたので、今の異動の分に関しては関係ない。ですので、関係ないので、そこについては、もう以上で終わらせて、次、行きましょうか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この県補助金は、支援員の研修とか、そういうものにも充てているんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

先ほど申しました防火管理者の講習以外に、支援員さんの研修で講師を招いたときの謝礼金もこの中には入っています。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

当初、研修を何回やるようにしていたけども、何回でしたということで、Ｒ５年度分でしょうけど、返還金に影響がありますか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

返還金には影響はございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうすると、大体、研修は年間にどれぐらいあるんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

救命救急講習を含めまして、年間5回行うようになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを含めてということなんですけど、5回でしょう。どういうテーマで、誰が講師でやりますか。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。補正予算の質疑で、これは、あくまでも返還金はどういった理由に基づいて出てきたかまでは議案質疑としていいかと思いますが、今の研修内容等については、基本的にそれは決算委員会でされるべきだと思いますので、これについては、申し訳ございませんが、以上としてください。

それでは、先ほど保留をしておりました宿泊税の返還金について、答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

令和4年度に実施いたしました筑前茜染活用事業におきまして、事業で不適正処理された令和4年度分76万円の返還が協議会にされております。それには福岡県の宿泊税交付金を充当していた関係上、今回、返還するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不適正とは横領事件があった件ですか、筑前茜染の。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

返還金があったという事実を捉えて、宿泊税の交付金につきましても返還するように事務を進めているところです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう事情で返還をされたわけですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

繰り返しの答弁になりますけども、当該事業におきまして、不適正処理された金額が、協議会を通じ市に返還されました。それには福岡県の宿泊税交付金を充当しておりますので、それを返還することになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、筑前茜染協議会でしょう。そして、その不適正処理というのは、その額というのは、どういう事情かというのを明らかにしてくださいと言っているわけです。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

繰り返しの答弁になりますけれども、今回の宿泊税返還金につきましては、協議会から市にそういった不適正な事務処理があったということで返還金がありました。それに伴って県に返還するものでございます。

○議長（江口 徹）

聞かれたのは、不適正なやつとはどんなことなのかということで、あの案件だったら、あの案件だったと、きちんと答えたらいいです。商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

協議会の事務局におけます不適正な事務処理に関わる金額が返還されたというところで、その額を県に返還するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何度も押し問答するわけにはいかないけども、今の金額というのは、この間に横領事件が発生しましたということで、報告がありましたけど、その関係なのか、それとは関係なしなのか、ちょっと今の答弁では分かりにくかった。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

質問議員が言われます、その関係上の返還金でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、横領した分については、全額返ってきましたというのは、あなた方の説明で、それを考慮して刑事告訴しなかったということではなかったかと思うんですよ。全額返金したのに、なぜそういう不適正な事務処理で生じたお金があるんですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

なぜと言われますと、今回、その協議会に出す補助金につきましては、福岡県の宿泊税交付金を充当しておりました。その分の返還がございましたので、市としましても今回、県に返還するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁できない理由が分かりませんが、「日の丸」の大きい旗を7枚作ったでしょう。137万円ぐらいかけて。それから、比較的小規模で、わざわざ額装までしたものを93枚。飯塚市はこの7枚と93枚をきちんと確保しているんですか。それに関わる返還金ではないんですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

その点につきましては、日の丸というよりは、不適正な事務処理に関わる返還金と認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あなたの認識は聞いていなくて、事実を知りたいんですけど、いつまでもやるわけにはいかないので、これは総務委員会で、資料も要求していただいて、しっかり審査していただきたいと思います。

次、133ページ、学校給食賄材料費、小学校の増、中学校の減、それぞれ事情を説明してください。

○議長（江口 徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

賄材料費の補正につきましては、当初予算では給食費の日額単価に対する上昇率を小学校で12.86%増、中学校で12.07%増と試算しておりましたが、令和6年4月から7月までの実績は、食材単価の上昇率が小学校で15.71%増、中学校で14.77%増となっております。

令和6年9月から令和7年3月までの見込みについて、食材の購入は、毎日使用しております野菜など価格動向を確認しながら、献立の工夫をするなど対応しているところでございますが、食材価格の上昇のピークが不透明であることから、直近の食材価格の上昇率を小学校で17.41%増、中学校で16.42%増で見込み、試算しております。

その結果、小学校は976万3千円増額し3億7175万1千円、中学校は257万6千円減額し、2億1174万6千円、合計で5億8349万7千円と試算しております。なお、中学校の減額の理由といたしましては、食材価格は上昇しておりますが、転出、市内公立中学校以外の学校への進学などにより、当初見込みより108人減ったことによるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

138ページ、会計年度任用職員、人数の補正について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

138ページの給与費明細の表において人数が増減しておりますけれども、フルタイム職員につきましては、144人から140人でマイナス4人の減員となっております。主な内訳といたしましては、病休や育児休業による代替配置、それから新型コロナウイルス感染症対策業務、こういったものの原因がございまして。

パートタイムの職員につきましては、689人から704人で、15人の増員となっております。主な内訳としましては、先ほどもありました、病休や育児休業による代替配置の増減や保育支援員及び保育補助員の増員、それから発掘調査に係る増員がございまして。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

念のためですけれども、採用に責任のある者に対する不当な働きかけがあった場合は、飯塚市のルールとしては、どう対応することになっていますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

飯塚市職員倫理条例がございまして、こちらでは不正な働きかけの禁止、これは、何人も職員に対し不正な働きかけを行ってはいけないという内容でございます。それから、職員に対しては不正な働きかけの拒否等をするようになっております。これに反した場合は、管理監督職に報告したり、職員倫理審査会に審査を求めたりというようなことにつながってまいります。

○議長（江口 徹）

次に、２８番 道祖 満議員の質疑を許します。２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

１２４ページの教育費、中学校費、各学校整備費、補正額１２５７万９千円に関連してお尋ねいたしますが、校舎借上（リース方式）から既存教室の改修に変更するものとなっておりますけれど、その補正の理由についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

補正理由についてご説明いたします。中学校の学級編制について、市内の多くの中学校では、生徒の減少に伴いクラス数も減少し、空き教室も多くなっている傾向にあります。飯塚第一中学校校区については、市街地のマンション供給の活性化等により人口が集中している傾向が伺えます。

こうした状況に計画的に対応し、望ましい教育環境を確保していくため、プレハブ校舎の建築計画を進めておりますが、直近のデータを基に、今後のクラス編制の推移を精査し、転用可能な教室を再調査した結果、利用頻度が低いパソコン教室を改修することで、令和７年度に向けての教室確保が可能であることが、学校を含めた協議の中でも調整ができました。

このことは、生徒、教員等への施設利用に伴う環境変化、負荷が少しでも軽減されること、また、財政面においても軽減されることも理由の一つとして、リース方式による校舎借上げから既存教室の改修に変更するものでございます。

なお、今回の検証においては、将来にわたって教室確保ができると判断したものではないため、プレハブ校舎の建築については、令和７年度以降に校舎内に余裕がない学校について、引き続き、次年度以降の計画の中で対応することと考えております。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○２８番（道祖 満）

ちょっと確認しますが、この補正予算の対象中学校と内容は第一中学校だけなのか、確認させていただきたいと思いますが。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

対象中学校は飯塚第一中学校であります。他の市立中学校については、今後のクラス編制の推移は横ばい、あるいは減少傾向にあると予測を立てております。ただし、普通教室以外に、近年、特別支援学級が年々増加傾向にあり、このことから余裕を持たせた計画の検討を進めたいと考えております。

補正予算の内容については、飯塚第一中学校の既存教室の改修に伴う予算として、パソコン教室の不要備品の処分に係るごみ処理手数料１８０万４千円、床や壁の改修・ＯＡフロアのフローリング化、空調整備等に係る各所整備工事１４４０万円を増額補正とし、プレハブ校舎建設のための校用備品費１５７万４千円を減額補正するものであります。

○議長（江口 徹）

２８番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

確認させていただきますけれど、ご答弁の説明の中で、令和7年度の対応だということで、それ以降については、今後も検討を要するかもしれないというような答弁だったと思いますけれど、私が一般質問したときに、新飯塚駅周辺の開発とかマンションが増えているとか、市役所周辺の人口増、それと、今後考えられる飯塚駅周辺の開発に伴い、第一中学校の生徒数は令和9年度がピークになるのではないかなというような質問をさせていただきました。そして、恐らく今のデータからいったら、そうであろうというご答弁をいただいたと思いますけれど、その時点においても、プレハブとかそういうものは利用しないで、現在、学校にあるいろいろな普通教室として使われていない部分の教室、音楽室とかいろいろな教室があると思いますけれど、そういう教室を改修することによって、対応は可能だということで、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

令和7年度以降に教室のない学校についてという形で、今後のクラス編制の推移では、小学校では椋本小学校、中学校につきましては第一中学校の2校が、議員が申されますとおり、令和9年度に学級数のピークが来ると予測をいたしております。この予測を踏まえまして、令和8年度には、改めてプレハブ校舎の建築など対策を進めていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ということは、まだ、ピークについては、毎年毎年、対応していくという考え方であるということと理解してよろしいんですね。令和8年度のプレハブを考えるかもしれないということは、その状況にならないと対応はできないということですね。けれど、そういうことであるならば、今回、1440万円増額補正するよりも、リース代を減額するよりも、そちらのほうが高くつくのではないかなと思うんですけど。財政から考えていったときに、どちらが効率的なのか。学校教育の運営においては建て増しするよりは、現行の校舎のほうがいいということは考えられるんですけど、これはあんまり言い過ぎると、意見とか何かと言ってお叱りを受けますので。

ただ、その点について、今後の在り方についてどうするのか、財政との絡みでお金をかけて改修するよりはリースのほうが安いという事実があるので、今後どうするのか、きちんと審査をしていただきたい。今後の在り方について、担当委員会において審査要望いたします。その結果について委員長報告の中で確認させていただきたいと思いますので、議長、取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第94号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

151ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書について、概要の特徴をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国保会計の今回の全般的な説明について説明いたします。被保険者数の減が当初見込みより大きくなっており、国保税が1529万8千円の減としております。これに伴い、被保険者数を基準として算出する一般会計繰入金が約7800万円の減となっております。

歳出保険給付費におきまして、約3億5600万円の増を見込んでいますが、これは年間を通じた感染症の影響が大きいと考えております。医療費増額分は、歳入の県支出金の普通交付金で

賄われますので、歳入も増額しております。

結果として、一般会計繰入金の減を基金繰入金で埋めるような形となり、基金繰入金が約7600万円の増となっております。今回の補正後基金残高の見込みでは、令和6年度末で約7億3100万円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。給付費と準備基金繰入金は、残高の見通しとしてはどういう状況でしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

令和5年度決算見込みでは、基金繰入金を1億1929万6千円と見込んでおりましたが、決算額は4千万円となっております。令和5年度末では9億205万円となっております。令和6年度当初予算では1億131万9千円を計上しておりましたが、今回、取崩し額を7636万4千円増額し、1億7768万3千円にすることで、基金残高は7億3099万7千円になる見込みとなっております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第95号」から「議案第100号」までの6件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第101号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

津原導水管布設替工事について、それに関わる減額補正はどこにありますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

津原導水管布設替工事について、減額補正はしていません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一般会計からの補助金は皆減になっておるのは、先ほど質疑を一緒に聞いておったと思いますが、それにもかかわらず補正がないというのは、どういう判断でしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

本会計が実施する津原導水管布設替工事につきましては、負担割合により上水道事業会計、工業用水道事業会計及び久保白ダム土地改良区において負担することとなっております。事業が完成した際には必ず収納される負担金でございます。また、この事業を繰り越した場合においても同様でございます。事業を翌年度に繰り越す場合、当該費用に係る支出に充てるため、必要な金額は必ず当該年度から翌年度に繰り越さなければならず、繰越財源なしに事業の繰越しは認められないこととなっております。

以上のことから、本会計といたしましては、この工事負担金を減額することなく、事業の財源として計上しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、市長部局のほうとの協議、合意はどういった点だったんでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

今年度中の最終的な竣工が難しいというようなことで、市長部局との協議となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

企業局のほうには、それぞれの補助金について、皆減する、全部落としますということは、一致していることなんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

先ほど答弁させていただいたように、水道事業会計のほうでは繰り越す際に、財源を持って繰り越すというようなことにしておりますので、そちらのほうにつきましては協議をしたところではございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水道事業会計は予算を維持するけれども、市長部局の2つの補助金については、どうするということになっていたんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

久保白ダム改良区及び工業用水道事業会計のほうから、事業が完成した際につきましては、必ず負担金を頂くというような協定となっておりますので、その分で事業を繰り越した場合においても同様に、必要な財源につきましては受入れをしていくということで、令和7年度当初予算に要求する予定とされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

10月から11月にかけて協議をしたということだけど、その合意というか、一致点としては、市長部局のほうは「補助金を皆減してください」と、水道事業会計のほうは「維持します」と、それで認識は一致していたわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは紙に書いたものがありますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはおかしくないですか。役所の中で協議したことの記録がないわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

予算要求の中で、内示をいただいた上で事業ということになっておりますので、それに伴う協議ということについては、残している分はありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、もともとの導水管布設替（1工区）工事の入札が不調であったということから端を発しているわけでしょう。全体につき、不透明感が付きまといまいます。それで、経済建設委員会において、この件について、入札から予算の関わりについても、入札不調を含む形でこの補正予算書全体について、審査しておいてもらいたいと思います。

それで、12ページなんですけど、給水収益、水道料金が増です。要因を伺います。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

給水収益につきましては、近年の人口減少に伴う給水人口の減少、核家族化の進行等の影響による1世帯当たりの使用水量の減少、併せて節水機器の普及による使用水量の減少傾向が見られております。

本年度につきましては、8月までの実績において、当初の見込みと比較しまして、家庭用では大きな増減はございませんでしたが、大口使用者の給水収益が増加しております。9月以降の収益につきましても、この傾向が続くものとして年間見込みを立て、977万円の増額補正を行ったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

15ページ、飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料の減額補正、要因を伺います。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

上下水道事業等あり方検討業務委託料につきましては、上水道会計と下水道会計、併せてお答えをさせていただきたいと思います。契約により執行額が確定したため、当初予算額、上水道分の1006万3千円から14万5千円減額した991万8千円。下水道事業分の1277万4千円から9万7千円を差し引いた1267万7千円とするものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先を伺います。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

委託事業先は、有限責任監査法人トーマツ福岡事務所となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

進捗を伺います。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

本委託業務のうち、経営戦略改定支援業務につきましては、次期経営戦略策定に向け、現計画に対する達成状況のヒアリングや現状分析を行っております。地方公営企業法適用に係る支援業務につきましては、法適用までのスケジュールを策定し、固定資産の整理、関係部局との調整事項の整理等を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資本金収入及び支出、16ページ、老朽管布設替工事实施設計業務委託料、全体の事情を伺います。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

老朽管布設替工事实施設計業務委託料の補正の理由といたしましては、当初、1千万円の予算を計上しておりましたが、工事を含めた補助金要望額に対し、約8割の内示額となったため、委託費については、予算額の2分の1の500万円以下での設計内容に見直しを行ったことによる、予算の減額分及び執行残の合計557万8千円を減額補正するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予定していた、記載した補助金がもらえないので、委託料を減らしたという意味合いですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先はどこですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

委託先につきましては、株式会社日産技術コンサルタント九州支店となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

事業のエリアはどこですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

今回の委託業務のエリアといたしましては、太郎丸地区と仁保地区でございます。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第 1 0 2 号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第 1 0 3 号」について、1 1 番 川上直喜議員の質疑を許します。1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

下水道です。収益的收入及び支出について、3 7 ページ、委託料、終末処理場汚泥脱水ケーキ処分委託料についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は、終末処理場において発生する汚泥脱水ケーキを、農業利用等を目的とした自然科学的な方法により適正に処分するものです。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

補正の理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

減額補正の理由といたしましては、契約に伴う執行残の整理を行ったものです。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

委託先はどこですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

有限会社土壤微生物研究所になります。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

終末処理場脱臭設備活性炭入替委託料についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は、終末処理場、鶴三緒・露切ポンプ場の脱臭装置に充填している活性炭の脱臭能力が経年により低下したため、定期的な入替えを行うものです。活性炭の取扱いについては、特に必要な資格は要しません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先はどこですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

コースイ株式会社となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この活性炭の入手については、飯塚市のほうからこの事業者にも、どういう性質の活性炭を、どこから調達するよという指示があるんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

使用材料は、ペレット状の活性炭をそれぞれ吸着する物質ごとに定められた充填密度、粒度（大きさ）、硬度（硬さ）、吸着量に従って各施設の脱臭施設に充填します。引き抜いた活性炭は機能劣化炭として、熱源材料として利用されます。調達先は、水 i n g 株式会社となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは今年度がそこですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今年度は、現在の業者になっています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、市がそこから調達してくださいという指示を出すわけですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

受注者が受注したときに、その調達先を決定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市は調達先を指定したりはしていないということですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

活性炭をめぐっては、PFOS、PFOAの件で、再生利用しようとしていて、吉備中央町のようなことがあったんですけども、再生の物は許しているんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

再生を使用する指定はしておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

再生でもいいわけですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

基本的には再生は考えておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

再生でもよいということですね。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

仕様書上では、新材として考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

考えているのか、そうしているのか、どちらかにしてください。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

新材を指定しております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

汚泥が発生します。処理水が発生します。PFOS、PFOAの検査委託はしていないのですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

検査依頼はしておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

予定がありますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

汚泥につきましては、検査をしたことはありませんが、処理水については、検査を令和6年10月に実施しております。検査の結果、PFASは検出されておられません。予定につきましても、今のところ考えておられません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。汚泥については、農作物にそのまま入っていた場合は、PFOS、PFOAは農作物に入っていきますので、十分なチェックが要るのではないかという報道でも指摘があります。

37ページ、地下水等調査負担金についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

目尾団地下グラウンド、目尾旧処分場に、焼却灰、生ごみ、脱水汚泥等を埋め立てし、周辺家屋や水質に影響がないかを確認するための調査になります。下水道課につきましては、環境対策課が発注している調査委託費の一部を負担しているものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資本金収入及び支出、39ページ、受益者負担金、仕組みをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

受益者負担金につきましては、公共下水道に新規につなぎ込みをしていただく方に負担金を支払っていただくものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この補正額、区域外流入負担金も含めて説明してください。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

受益者負担金につきましては、当初予算において72件、1795万6千円を見込んでおりましたが、決算見込みでは3件増の75件、1818万5千円と推計し、22万9千円の増額を行っております。

また、区域外流入負担金につきましては、下水道区域外の隣接する区域外の方から、流入されるための負担金ということになります。こちらのほうにつきましては、当初見込んでおりませんでしたが、新たに2件の申請がございましたので、196万2千円の増額としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

39ページ、飯塚市下水道事業脱炭素化検討業務委託料、どういう事業ですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は2030年度のCO2もしくは温室効果ガス削減目標に向けた地球温暖化対策として、下水道事業における脱炭素化に向けた取組として、終末処理場やポンプ場などの下水道施設への太陽光発電施設の導入を検討するものであります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先はどこですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

受注者はパシフィックコンサルタンツ株式会社になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ふくおか県央環境広域施設組合の新しいごみ処理施設整備事業で、サポートに入っている会社ですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

その内容につきましては聞き及んでおりません。知りません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札でしょうか。入札結果を伺います。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

入札につきましては、土木建設コンサルタント13者の指名競争入札で、5者同額によるくじ引となっております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後 5時02分 休憩

午後 5時15分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「議案第104号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市立病院事業会計です。収益的収入及び支出、46ページですけれども、病院管理運営交付金、増額補正なんですけれども、仕組みと理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

病院管理運営交付金につきましては、市立病院の運営のための市からの交付金となります。公立病院運営のために、市に交付される交付税措置相当分を一般会計交付金として受け入れ、病院管理運営交付金として交付をしております。今回の増額補正は、病床数分となりますが、算定病床数に変更がございましたので、増額補正をするものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この144万円の数字の意味が分かるように説明してください。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

この病床につきましては、病床1床当たり72万円の交付を受けております。ですので、2床掛け72万円の144万円を増額するものとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じく、46ページ、職員宿舍解体工事設計業務委託料、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

こちらのほうも減額補正としております。事業内容につきましては、職員宿舍4棟の老朽化により、指定管理者より、今後使用しない旨の申出があり、外壁落下等の危険も伴っていることから、市において解体するための解体工事に係る費用を設計するための業務委託を実施しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札ですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

入札でございます。契約に伴う執行残の整理を行ったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札結果を伺います。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

入札結果につきましては、建築関係建設コンサルタントにて指名競争入札し、市内建築コンサル11者を対象に入札を行っております。落札業者につきましては、飯塚市内野2961番地1、有限会社川上建設となっております。契約金額につきましては、404万5千円が税抜き、

444万9500円が税込みということになっております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第105号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

二、三、お尋ねします。まず、拘禁刑とはどういう刑なのか。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

拘禁刑とは、受刑者の身体を刑事施設に拘束する刑罰のことを言いますが、今度の刑法改正によって新たに設けられた刑の種類でございまして、従来の禁錮刑と懲役刑を廃止し、拘禁刑に一本化されることになりました。

拘禁刑では、受刑者の更生にとって必要であれば、刑務作業を行わせることもできますし、矯正教育を実施することも可能でございます。拘禁刑が新設されたことによりまして、受刑者の特性に応じて、刑務作業と矯正教育を実施することができますので、再犯防止に向けた柔軟な処遇を期待することができるというふうにされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

作業については、受刑者の希望によるわけですか。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

拘禁刑では、受刑者の希望というよりは、刑事施設において、先ほど言いました受刑者の特性に応じて、再犯防止に最も適するプログラムを組むということになっておりますので、そういったふうに、再犯防止に向けたプログラムを組んで、それを実行していただくような形になるというふうに伺っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、希望によるものではなくて、国のほうで決めて、受刑者に「これをやれ」という強制力を持つわけですか。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

拘禁刑に処された者には、改善・更生を図るため、必要な作業を行わせ必要な指導を行うことができますので、強制ではないと思われまして。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは国会の答弁と少し違う答弁が今ありました。希望によるのか、国と違うことを言いませんよね。その希望ではなくて、懲罰の一環だから、これはプログラムした、プログラムという表現をされましたけど、プログラムしたものには必ず従ってもらわなければならないということではないんですか。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

国会の答弁においては、おのおのの受刑者の特性に応じて作業と指導をベストミックスした、柔軟な処遇をすることができるようにするということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

よく分からないという感じですね。こういうものですよというふうに決めたものについては、受刑者が従わなくてはならないというのが、この法の定めですね。それで、希望によらないわけですよ。従わなければ、懲罰の対象になりますか。

○議長（江口 徹）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

恐れ入ります、ちょっとその辺りは私のほうで把握しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国会の答弁では、従わないと、先ほど言ったような事情の中で、懲罰の対象になるということになっているわけです。そして、先ほど、プログラミングというか、その内容については柔軟にできるというふうに言われたんだけど、よく言いつけを守る受刑者に対しては、こういうことですよ。言うことを聞かない人には、こういうことですよということで、過去の経験の中では、そういう柔軟性と言われるものを使って、思想そのものを改造するとかというようなことを行われたことについて、国会でも取り扱われていると思うけど、そうしたことは確認していますか。

○議長（江口 徹）

川上議員、今回の議案については、刑法の中で文言整理がありましたので、合わせて条例改正をしますという形ですので、その分に関しては、ちょっと議案質疑とは関係ないと思いますので、ご了承ください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

拘禁刑という文言を、条例の中にうたおうとしているわけですね。これは一般質問じゃないんですよ、条例改正でしょう。しかも一つの条例じゃないわけでしょう。一連の条例改正に関わっている内容ですから、拘禁刑というのはどういうものなのかというのを認識して、改正案を上程しているのかというところが問われるわけです。拘禁刑については先ほど言ったような事情というのが、国の解釈ですね。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第106号」から「議案第117号」までの12件については、いずれも質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。

本案25件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの13件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から、提案理由の説明をいたします。

一般会計・特別会計補正予算書の7ページをお願いいたします。

「議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額に4億3203万3千円を追加いたしまして、844億3898万円にしようとするものでございます。今回の補正は、国家公務員の給与についての人事院勧告が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定に伴う経費を補正するものでございます。

35ページの「議案第119号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から89ページの「議案第124号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」までの特別会計につきましても、一般会計と同様に給与改定に伴い補正しようとするものでございます。

続きまして、企業会計関連議案の提案理由を説明いたします。

企業会計補正予算書の5ページをお願いいたします。「議案第125号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、15ページの「議案第126号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」及び25ページの「議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」につきましては、一般会計と同様の理由により補正するもので、3会計の人件費で1449万5千円、それに伴う負担金等で122万6千円の追加をいたしております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。「議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、令和6年8月8日付で国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するものでございます。

20ページをお願いいたします。「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本市一般職の職員の給料表の改定を参考に会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

29ページをお願いいたします。「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、公立学校職員の常勤講師の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について質問いたします。今回の改正は、人事院勧告の改定に当たり、職員が有利になる改定なんですけれども、4月1日に遡及適用すると。この判断に至る経過を伺います。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

本市では、会計年度任用職員の給料表は、一般職の給料表とは連動しない制度として運用しておりました。令和5年度に総務省より、常勤職員の給与が改定された場合、それに準じて会計年度任用職員の給与改定をすることを基本とする内容の通知を受けましたが、この通知の内容は、本市にとっては新たな取組となることから、一般職の給料表とは連動しない制度としていた会計年度任用職員制度を見直し、新たな取組として、会計年度任用職員に関する条例を改正後、直近の給与支払いである令和6年1月から一般職の給料表と連動して改正した給料表を適用し、給与の支払いをすることとしたものでございます。今回の会計年度任用職員の給料表の4月1日に遡及して適用することにつきましては、このときに予定していたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次の人事院勧告による給与改定の折には、4月1日、年度始めに遡及することを昨年度決めていたということですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

そのとおりでございます。会計年度任用職員の給料表を一般職の給料表と連動する制度にしたことによりまして、一般職の給料表が改定された際は、増額改定、減額改定のいずれの場合も連動させることについて判断いたしておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

増額の場合は、年度始めに遡って遡及します。不利益を遡及するというのは、原則的にあり得ないことなんですか。不利益不遡及じゃないですか。今の話だと、不利益も遡及するという約束をしておったということですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

失礼いたしました。説明の仕方が悪かったようでございます。不利益につきましては、遡及適用はしないけれども、給料表は不利益であっても改正するという意味でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不利益は遡及しないということですね。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、今回の判断は、昨年度に意思決定をしておったということなんですけど、それは総務省総務副大臣通知のことを言っているんですか、国の通知に基づくというのは。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

昨年度の通知ということのお尋ねだと思いますけれども、こちらが令和5年5月2日と令和5年10月20日に通知があっておりまして、総務省の自治行政局公務員部給与能率推進室からの通知でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

であれば、令和5年5月2日付、総行給第21号が先だと思うんです。これに基づいて、これ

を踏まえて、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務大臣通知が、遅れて令和5年10月20日に出されているわけですが、それには、先ほど紹介されたように書いてあります。つまり、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給料については、改定の時期を含め常勤職員の給料改定に準じて改定することを基本とし、適切に対処することとなっています。それで、先ほど言われた、次に改定があったときには遡及しますというのは、いつの時点で意思決定しておったんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

意思決定につきましては、今回の条例改正案のところではございますが、昨年度の改正時期に遡及するということは予定していただけて、意思決定には至っておりませんでした。

失礼しました。これまで、給料表が連動しておりませんでしたので、その制度を変えたのが令和6年1月でございます。そのときに、遡及についても予定していたということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和5年5月2日から、会計年度任用職員の給与が上がる時の遡及について、制度改正の作業をする時間は十分にあったと思うわけですが、今回の人事院勧告による給与改定について、4月に遡及するという判断は、基本的に1月にしておったということなんですか。今回の条例提出に当たって改めてしたということですか。そこがちょっと分かりにくかった。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

正式な意思決定となったものは、今回の条例議案の決裁を受けたときということになります。ですので、今年11月ぐらいになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういうふうに考えれば、総務省の通知は、私は当たり前のことと思うんだけど、当たり前のことが昨年5月2日付で出されていて、飯塚市が決意を固めたのは1年半後ということなんですね。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

総務省もしくは総務副大臣からの通知によりまして、私どもは新たな取組ということになることから、令和6年1月からその取組を実施するということにしました。遡及適用については、1月の改正時点、この時点で決意はしていたということにはなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは条例改正案の質疑なので、もう少し聞きましょう。前回のときに、昨年度、遡及していれば、711人の会計年度任用職員、4月に遡った場合、6千万円の――。

○議長（江口 徹）

川上議員、今回の追加議案に関する質疑をお願いします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、しているじゃない。予算審査しているわけじゃないからね。だから、711人に対し、遡及しようとする6千万円の財源が必要だという答弁がありましたね。ちょっと確認してください。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、平均すると会計年度任用職員は昨年度9か月分の遡及がないために、約8万5千円の不利益を受けているというふうになると思うけど、それを確認してもらえますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

昨年1月から適用するようにしておりますが、もし4月1日に遡るとしたら追加で6千万円程度必要になるだろうということを試算いたしました。それを711人で単純に割りますと8万5千円程度ということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど副市長が議案の趣旨説明を行ったんだけど、その中で、参考にとという表現をされました。これは何を参考にしたんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

飯塚市が、参照をこれまでもしてきております、国家公務員の人事院勧告を参照としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

直接、人事院勧告に立脚しようとしたんですか、人事院勧告を参考にと言ったんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

参考にさせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このように私が質問をしているのは、国の通知が、常勤職員の給料改定に準じて改定することを基本とし、適切に対処することと書いてあるからです。ですから、人勸を参考にするというのはあるでしょうけど、この条例は人勸から直接来ている条例改正ですか。それとも、常勤職員の給与改定に準じてということなのか。どちらかだろうと思うんだけど。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

飯塚市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の人事院勧告を参考としております。それから、もう一つの「議案第１２９号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の給与に関する条例の改正に伴い、職員の給料表を改定したものを参考にしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

やっぱり後ろのほうも参考なんですね。改定に準じてということではないわけですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今の条例上、常勤職員の分と会計年度任用職員の分につきましては、直接連動させておりません。ですので、あくまで参考にとということにはなっております。ただし、結果的には、職員の給料表の改定を参考に準じて改正をいたしております。

○議長（江口 徹）

川上議員、堂々巡りになっておりますので、そろそろ。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今の質疑応答の本質はどこにあるかというところ、この国の通知に基づく行為になっておるのか、それともそうでないのかというところではないかと思うわけです。今、人事課長が最後に答弁された辺りが、国の通知に基づいてそうするという趣旨が見えなかったんだけど、そうではないわけですか、そうなんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

会計年度任用職員の給料表を、職員の給料表を参考にしていって、それに合わせて改定していくというのは、総務大臣、総務副大臣の通知、総務省の通知を参考によるところでございますが、今回の改正につきましては、人事院勧告を受け、職員の給料表を改定しましたので、それを参考に会計年度任用職員の給料表も改定しているというところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私は、先ほど結果として、「遡及します」、「上がります」というふうに言われたんだけど、それは当たり前のことだと思います。ただ、常勤職員の給与改定を参考にしているのではなくて、やっぱり国が要求をしているように、改定に準じて改定することを基本とすると書いているわけですから、適切に対処することと書いているじゃないですか。だから、そこのところをはっきりさせる必要があるだろうと思います。これは指摘して、質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案１３件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 5時47分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 江 口 徹   | 1 5 番 | 永 末 雄 大 |
| 2 番   | 兼 本 芳 雄 | 1 6 番 | 土 居 幸 則 |
| 3 番   | 深 町 善 文 | 1 7 番 | 吉 松 信 之 |
| 4 番   | 赤 尾 嘉 則 | 1 8 番 | 吉 田 健 一 |
| 5 番   | 光 根 正 宣 | 1 9 番 | 田 中 博 文 |
| 6 番   | 奥 山 亮 一 | 2 0 番 | 鯉 川 信 二 |
| 7 番   | 藤 間 隆 太 | 2 1 番 | 城 丸 秀 高 |
| 8 番   | 藤 堂 彰   | 2 2 番 | 秀 村 長 利 |
| 9 番   | 佐 藤 清 和 | 2 3 番 | 小 幡 俊 之 |
| 1 0 番 | 田 中 武 春 | 2 4 番 | 金 子 加 代 |
| 1 1 番 | 川 上 直 喜 | 2 6 番 | 瀬 戸 元   |
| 1 2 番 | 田 中 英 美 | 2 7 番 | 坂 平 末 雄 |
| 1 3 番 | 田 中 裕 二 | 2 8 番 | 道 祖 満   |
| 1 4 番 | 石 川 華 子 |       |         |

( 欠席議員 0名 )

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二 石 記 人

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 林 里 美

議事調査係長 渕 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 兼 丸 義 経

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

市民協働部次長 内 田 博 茂

公営競技事業所長 松 尾 修 二

経済政策推進室長 早 野 直 大

都市建設部次長 中 村 章

企 業 局 次 長 今 仁 康

総 務 課 長 手 柴 英 司

防災安全課長 大 庭 敏 一

人 事 課 長 落 合 幸 司

情報管理課長 福 田 大 輔

総合政策課長 小 西 由 孝

財 政 課 長 松 本 一 男

財産活用課長 太 田 智 広

税 務 課 長 松 本 日出登

人権・同和政策課長 坂 口 信 治

スポーツ振興課長 今 林 直 久

市民活動支援課長 橋 本 剛

医療保険課長 鐘ヶ江 孝 二

環境対策課長 白 石 善 彦

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 経済政策推進室企業誘致担当主幹 | 柴 田 康 弘 |
| 商工観光課長          | 原 野 正 俊 |
| 農林振興課長          | 古 江 敬 輔 |
| こども家庭課長         | 斎 藤 浩   |
| 保 育 課 長         | 日 高 政 徳 |
| 高齢者支援課長         | 村 上 光   |
| 社会・障がい者福祉課長     | 森 山 仁 志 |
| 健幸保健課長          | 林 寛 侍   |
| 住 宅 課 長         | 畠 井 秀 三 |
| 土木管理課長          | 粂 迫 博 史 |
| 都市計画課長          | 城 戸 健 児 |
| 農業土木課長          | 田 中 勝 之 |
| 教育総務課長          | 梶 原 康 治 |
| 学校教育課長          | 吉 村 浩 一 |
| 学校給食課長          | 宮 本 敏 行 |
| 生涯学習課長          | 中 村 達 也 |
| 企業管理課長          | 田 中 善 広 |
| 上水道課長           | 大 庭 宗 嗣 |
| 下水道課長           | 西 岡 真 結 |

